

第一編 衆議院議員総選挙及び最高裁判官国民審査

第一章 衆議院議員總選舉

衆議院議員総選挙事務日程表  
最高裁判所裁判官国民審査

月日	曜日	逆算日	県	市	町	村	様式
			処 理 事 項	処 理 事 項	事 項	根拠法令	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○委員会開催</li> <li>○総選挙及び国民審査の執行計画の決定</li> <li>○規程類の整備</li> <li>○事務分担、選挙事務及び審査事務の委嘱</li> <li>○啓発宣伝計画の決定及び実施</li> <li>○総選挙事務及び審査事務の打合せ（市、出先機関）</li> <li>○市町村選挙管理委員会の事務指導</li> <li>○個人演説会の施設の指定報告の受理告示</li> <li>○総選挙の投票用紙、封筒等の印刷発送</li> <li>○諸印刷物の作成配布</li> <li>○補充選挙人名簿の調製要領の決定</li> <li>○選挙長、同職務代理者の選任準備</li> <li>○審査分会長、同職務代理者の選任準備</li> <li>○立会演説会開催町村の指定（市は単位の協議）</li> <li>○立会演説会実施について政党等と打合せ</li> <li>○立会演説会開催計画の決定</li> <li>○標旗、腕章等証明書類の作成</li> <li>○選挙運動に関する支出金額の制限額算定</li> <li>○各種告示案、通知案の作成</li> <li>○立候補受付準備（関係証明書類の整備）</li> <li>○取締機関、報道機関との協議打合せ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村の職員に対する選挙事務及び審査事務の委嘱又は充当等について市町村長と協議</li> <li>○市町村の職員に対する選挙事務及び審査事務の委嘱及びその処理事務の指導</li> <li>○総選挙及び国民審査の事務計画の決定</li> <li>○啓発宣伝計画の決定及び実施</li> <li>○個人演説会の施設の指定、報告及び費用の納付額の協議</li> <li>○個人演説会の施設の使用予定表の作成</li> <li>○個人演説会の施設の使用に関する定、公表について当該施設の管理者を指導</li> <li>○立会演説会開催単位を県と協議（市）</li> <li>○立会演説会施設調書の提出</li> <li>○投票用紙等諸印刷物の受領保管</li> <li>○不在者投票に関する事務従事者の決定及び投票記載場所等の設備</li> <li>○投票管理者、同職務代理者及び開票管理者同職務代理者の選任準備</li> <li>○選挙人の資格調査、選挙人名簿の修正、表示</li> <li>○投票所入場券等必要書類の印刷</li> <li>○投票箱、点字器等選挙に使用する資材器具等の点検準備</li> <li>○補充選挙人名簿の調製準備（申請用紙の印刷等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自 治 法 1 8 0 の 3</li> <li>法 2 7 3</li> <li>法 6 I</li> <li>法 1 6 1 IV</li> <li>法 1 2 1 II</li> <li>法 1 1 8</li> <li>法 1 1 9 II</li> <li>立 規 1</li> <li>立 規 1 2</li> <li>法 4 9</li> <li>法 第 5 章</li> <li>法 3 7 令 2 4</li> <li>法 6 1 令 6 7</li> <li>法 1 8 規 程 1 2</li> <li>規 程 2 0</li> </ul>	1	
10月	水	30日	公（告）示				
			前				
				<ul style="list-style-type: none"> <li>○補充選挙人名簿の調製準備（申請用紙の印刷等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補充選挙人名簿の調製準備（申請用紙の印刷等）</li> </ul>		
				<ul style="list-style-type: none"> <li>調製現在期日 11月1日</li> <li>申請期間 11月2日から 8日間</li> <li>11月9日まで</li> <li>調製期限 11月15日</li> <li>縦覧及び異議申立期間 11月16日から 2日間</li> <li>11月17日まで</li> <li>異議申立決定期限 11月18日</li> <li>確定期日 11月19日</li> </ul>			
				(参考)			

月 日	曜	逆算日	県	町	村		
月 日	曜	逆算日	処 理 事 項	処 理 事 項	根拠法令		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 衆議院議員総選挙期日の公示</li> <li>◎ 最高裁判所裁判官国民審査期日等の告示</li> <li>○ 選挙長及び同職務代理者の選任告示</li> <li>○ 審査分会長及び同職務代理者の選任告示</li> <li>○ 選挙長の事務を取扱う場所の告示(選挙長)</li> <li>○ 選挙運動に関する支出金額の制限額の告示</li> <li>○ 投票用紙・投票用封筒に押すべき印の告示</li> <li>○ 選挙立会人選任のくじを行なう場合及び日時等の告示</li> <li>○ 補充選挙人名簿調整要領の告示</li> <li>○ 立会演説会開催計画の告示</li> <li>○ 立会演説会参加申込書受付開始</li> <li>○ 立候補の受付開始(立候補者の告示、通知照会及び報告)</li> <li>○ 候補者に標旗、腕章その他証明書類の交付</li> <li>○ 立候補者は選挙運動開始</li> <li>○ 選挙事務所の設置及び異動届受付開始</li> <li>○ 違反選挙事務所の閉鎖命令(その都度)</li> <li>○ 出納責任者の選任(異動)届受付開始</li> <li>○ 選挙公報掲載文申請受付開始</li> <li>○ 選挙運動のために使用される事務員に関する届出受付開始</li> <li>○ 違反文書図面の撤去命令(その都度)</li> <li>○ 政党その他の政治団体の政治活動用ポスターの検印開始</li> <li>○ 政談演説会開催届受付開始</li> <li>○ 推せん団体の確認書交付</li> <li>○ 立会演説会参加申込書受付開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ポスター掲示場設置場所の告示及び県委員会にその写を送付</li> <li>○ ポスター掲示場の区画に記載する番号を定めるくじの日時及び場所のくじ</li> <li>○ 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票のための投票用紙、封筒等の交付場所の告示</li> <li>○ 衆議院議員総選挙の不在者投票の記載場所等の告示</li> <li>○ 投票管理者及び同職務代理者の選任告示</li> <li>○ 開票管理者及び同職務代理者の選任告示</li> <li>○ 開票立会人選任のくじを行なう場所、日時の告示</li> <li>○ 審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行なう場所の告示(1投票区につき1カ所)</li> <li>○ 候補者の氏名等の掲示の順序を決めるくじを行なう場所、日時の告示</li> <li>○ 衆議院議員総選挙の不在者投票受付開始</li> <li>○ 個人演説会開催届受付開始</li> <li>○ 選挙長から通知のあつた候補者に関する事項を投票管理者及び開票管理者に通知(その都度)</li> <li>○ 開票立会人届出受付開始</li> <li>○ 違反文書図面の撤去命令(その都度)</li> <li>○ 投票所の告示(なるべく)</li> <li>○ 開票の場所及び日時の告示(なるべく)</li> <li>○ 立会演説会開催単位の告示(市)</li> <li>○ 線上投票に関する報告(関係市町村)</li> <li>○ 投票所開閉時刻の繰上げ又は繰下げの申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>憲法7法31</li> <li>憲法5</li> <li>法75令80</li> <li>憲法27裁令16</li> <li>法196</li> <li>規則、様式備考</li> <li>法76</li> <li>法27Ⅲ</li> <li>法155</li> <li>法156の2</li> <li>法86</li> <li>法129</li> <li>法130</li> <li>法134</li> <li>法180・182</li> <li>法168</li> <li>法197の2Ⅳ</li> <li>法147</li> <li>法201の5</li> <li>法201の10Ⅳ</li> <li>法201の10</li> <li>法201の4</li> <li>立規9</li> <li>立規9</li> <li>立規10・11</li> <li>法156の2Ⅴ</li> <li>裁令2Ⅱ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運規10の2</li> <li>34</li> <li>35</li> <li>5</li> <li>6</li> <li>8</li> <li>9</li> <li>10</li> <li>11の2</li> <li>12</li> <li>13、14</li> <li>15</li> <li>16、17</li> <li>18</li> <li>19</li> <li>20</li> <li>法164の2Ⅵ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式</li> </ul>
10月31日	木	21					
11月1日	金	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 立会演説会参加申込最終日</li> <li>○ 立会演説会に加わるべき候補者の所属の班及び最初の立会演説会における演説の順序を定めるくじ、(午後6時、事務室において)</li> <li>○ 同上の告示、候補者及び市町村選挙管理委員会への通知</li> <li>○ 審査に付される裁判官の氏名等の通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補充選挙人名簿の調製現在期日</li> <li>○ 個人演説会の開催届出を受理したものである個人演説会場の表示の立札の準備</li> <li>○ ポスター公営掲示場にポスター掲示後、法第86条第9項の規定により届出を却下し若しくは候補者が死亡し、又は91条若しくは第103条第4項の規定に該当するに至つた旨の通知を受けたときは、当該候補者にかかるポスターを撤去すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法164の2Ⅵ</li> </ul>		





11月 17日	日	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補充選挙人名簿の総覧、異議申出最終日</li> <li>○ 投票立会人の選任（3～5人）投票管理者及び本人に通知</li> <li>○ 立会演説会</li> <li>○ 選挙公報、審査公報配布</li> <li>○ 投票所入場券の配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法 152</li> <li>法 170</li> <li>法 31</li> <li>法 31</li> <li>法 2</li> <li>法 51</li> </ul>	法 38	26. 27. 28
18	月	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補充立候補届出期限</li> <li>○ 選挙立会人届出最終日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法 86 V</li> <li>法 76</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法 62 I</li> <li>法 38</li> <li>法 152</li> <li>法 170</li> <li>法 31</li> <li>法 2</li> </ul>	
19	火	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 選挙立会人選任のくじ</li> <li>○ 繰上投票期日（速報受理）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法 76</li> <li>法 56</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法 56 規 23</li> <li>法 10</li> <li>法 62</li> <li>法 170</li> <li>法 2</li> <li>法 152</li> </ul>	
20	水	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 選挙運動最終日</li> <li>○ 経歴放送最終日（N・H・K）</li> <li>○ 政見放送最終日</li> <li>○ 投票所設備状況調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法 129</li> <li>法 151</li> <li>法 150</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法 31</li> <li>法 175の2</li> <li>法 52</li> <li>法 152</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補充選挙人名簿の確定期日</li> <li>○ 繰上投票期日（投票結果の速報）</li> <li>○ 開票立会人選任のくじ</li> <li>○ 選挙公報及び審査公報配布完了期限</li> <li>○ 立会演説会最終日</li> <li>○ 投票所及び開票所の事務従事者の委嘱及び事務分担（投票管理者、開票管理者）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>法 49</li> <li>法 5章</li> </ul>	

月日	曜	逆算日	県		市		町		村						
			処	理	事	項	根拠法令	処	理	事	項	根拠法令	様	式	
11月21日	木	0	投票日	開票日	投票所を設けた場所の入口から300メートル未満の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令	投票及び開票状況の調査	投票及び開票の中間及び結果の速報受理、集計自治省に報告、発表（総選挙は委員会、審査は審査分会長）	投票日	開票日	投票事務の処理、投票の中間及び結果の速報	投票録の作成、投票録等を開票管理者に送致	開票事務の処理、開票の中間及び結果の速報並びに開票録の作成	規程23 裁規10 規程25 法54 55 裁規10 法66 規程41 裁規5	32の1 32の2	

月日	曜	経過日	県		市		町		村						
			処	理	事	項	根拠法令	処	理	事	項	根拠法令	様	式	
11月22日	金	1	投票日	開票日	開票状況調査（開票未了市町村）	開票結果速報受理集計、報告、発表	開票結果の審査受領	開票速報（開票未了市町村）	開票結果の報告（選挙長、審査分会長）	規定41 裁規5 規定42 裁規6	規程42 裁規6 規程42 裁規6	規程41 裁規5 規程42 裁規6	33		
23	土	2			開票結果の審査受領	開票結果の集計	選挙に関する収支報告書の受付開始	開票結果の審査受領	開票結果報告期限（持参すること）	規程42 裁規6 法189		規程42 裁規6			
24	日	3			開票結果の集計	選挙会の準備									
25	月	4			選挙会開催（第1区県委員会、第2区直方市、第3区久留米市、第4区小倉市）	当選人の決定、選挙管理委員会に報告	当選人に告知、住所氏名等の告示	選挙事務報告		法80 法101 法101 法105					

25	月	4	○ 当選等に関する報告（内閣総理大臣あて） ○ 審査分会の開催、結果の報告（審査長あて）	法 108 裁法 27.29	
26	火	5	○ 選挙結果の整理 ○ 選挙執行経費の精算 ○ 選挙結果調の作成 ○ 選挙運動費用に関する収支報告及び政党その他政治団体の選挙に関する収支報告の公表		

## 凡 例

- この日程表は衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の事務執行手続の中で、主要な事務についてその概要を記載したものであるが、特に市区町村において処理すべき事務については、様式集を参考資料として添付しているので参照されたい。
- この日程表に用いた法令は次のとおり省略した。

法	公	職	選	法	法
令	公	職	選	法	行
規	公	職	選	法	行
立規	立	会	演	説	会
規程	公	職	選	法	事
運規	公	職	選	法	及
裁法	最	高	裁	判	所
裁令	最	高	裁	判	所
裁規	最	高	裁	判	所
裁氏名規	最	高	裁	判	所
裁公報規	最	高	裁	判	所

公職選挙法施行令  
 公職選挙法施行規則  
 立会演説会規程  
 公職選挙法事務取扱規程  
 公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程  
 最高裁判所裁判官国民審査法  
 最高裁判所裁判官国民審査法施行令  
 事務取扱手続規程  
 の氏名等の掲示に関する規程  
 国民審査公報配布等に関する規程



2. 衆議院議員総選挙選挙長及び同職務代理者

選挙区	選挙長		選挙長に事故があるとき又は選挙長が欠けたときその職務を代理すべき者		
	住所	氏名	住所	氏名	氏名
第1区	福岡市赤坂町2丁目 3番34号	田中 実	福岡市古小鳥 148の2	蔭山 昭二	蔭山 昭二
第2区	福岡市雁林町	植田 夏樹	直方市上頓野安入 寺3491	赤瀬 陸雄	赤瀬 陸雄
第3区	福岡市西新町本通 5丁目807	林田 和博	久留米市白山町410	石井 米三	石井 米三
第4区	福岡市浄水町7組	内藤 莞爾	北九州市小倉区城野町 二丁目	壬生 義助	壬生 義助

3. 衆議院議員総選挙立候補者

福岡県第1区

届出 順位	届出年月日	氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業	摘要
1	昭 38. 10. 31	齊 藤 幸 <small>みゆき</small>	男	熊本県天草郡苓北町 志岐 4 5 番地	福岡県福岡市箱崎 字貝塚 4 1 2 4 番地 〇 1	大正 5 年 1 1 月 5 日	日本共産党	政党役員	
2	昭 38. 10. 31	福 井 順 <small>じゆん</small>	男	福岡県甘木市大字堤 2 9 7 番地	福岡市高宮本南町 4 6 の 1 番地	明治 4 2 年 1 月 2 6 日	無所属	会社役員	
3	昭 38. 10. 31	進 藤 一 <small>かず</small> 馬 <small>ま</small>	男	福岡県福岡市西職人 町 5 7 番地	福岡県福岡市大名町 8 8 番地	明治 3 7 年 1 月 1 日	自由民主党	会社・団 体役員	
4	昭 38. 10. 31	中 村 寅 <small>とら</small> 太 <small>た</small>	男	福岡県糸島郡志摩村 大字津和崎 1 4 5 番地	福岡県糸島郡志摩村 大字津和崎 1 4 5 番地	明治 3 5 年 8 月 3 日	自由民主党	農 業	
5	昭 38. 10. 31	橋 詰 又 <small>また</small> 一 <small>かず</small> 郎 <small>らう</small>	男	福岡県浮羽郡吉井町 1 2 8 2 番地	福岡県福岡市松崎 蓮華坂 1 3 9 0	明治 4 1 年 1 月 2 日	民主社会党	県 連 書 記 長	
6	昭 38. 10. 31	な <small>な</small> ら <small>ら</small> 崎 <small>崎</small> (檜崎)	男	福岡県福岡市下呉服 町 1 3 の 1 番地	福岡県福岡市馬出西 本町 1 0 5 7 番地 松寿館了パート	大正 9 年 4 月 1 1 日	日本社会党	団体役員	
7	昭 38. 10. 31	河 野 正 <small>ただし</small> 喜 <small>き</small>	男	福岡県福岡市西職人 町 7 1 番地	福岡県粕屋郡篠栗町 大字尾仲 1 3 9 番地	大正 3 年 1 月 1 日	日本社会党	医 師	
8	昭 38. 10. 31	中 島 茂 <small>しげ</small>	男	福岡県甘木市大字桑 原 3 5 0 番地	福岡県甘木市大字桑 原 3 5 0 番地	明治 4 2 年 2 月 1 1 日	自由民主党	農 業	
9	昭 38. 10. 31	簡 牛 凡 <small>つね</small> 夫 <small>と</small>	男	福岡県糸島郡志摩村 津和崎 1 5 3 番地	福岡県福岡市薬院中 溝町 4 番地	明治 2 7 年 1 月 1 0 日	自由民主党	会社重役	

福岡県第2区

届出 順位	届出年月日	氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業	摘要
1	昭 38. 10. 31	松本七郎	男	福岡県北九州市戸畑区大字中原1,071番地	福岡県北九州市戸畑区大字中原1,072番地	明治44年11月15日	日本社会党	団体役員	
2	昭 38. 10. 31	三原朝雄	男	福岡県遠賀郡遠賀村大字鬼津3605番地	福岡県遠賀郡遠賀村大字広渡1,819番地	明治42年8月20日	自由民主党	会社社長	
3	昭 38. 10. 31	西山権太郎	男	佐賀県佐賀郡大和町2368	福岡県北九州市戸畑区天籟寺町1の3	明治33年2月15日	無所属	労働者	
4	昭 38. 10. 31	多賀谷真稔	男	広島県呉市広町16705	福岡県嘉穂郡穂波町大字枝国666	大正9年1月5日	日本社会党	日本社会党 政策審議 会副会長	
5	昭 38. 10. 31	野見山清造	男	福岡県飯塚市大字伊岐須334番地	福岡県飯塚市大字片島406番地21	明治38年3月10日	自由民主党	城南交通 株式会社 社長	
6	昭 38. 10. 31	田代文久	男	福岡県直方市上新入2,107番地	福岡県直方市植木町天神山251番地	明治33年12月5日	日本共産党	政党役員	
7	昭 38. 10. 31	伊藤四郎	男	長崎県島原市大字島原911番地	福岡県北九州市八幡区大字大蔵清水町1丁目213番地	明治27年8月17日	民主社会党	政党役員	
8	昭 38. 10. 31	緒方孝(佐藤)	男	大分県速見郡山香町大字山浦254番地	福岡県北九州市八幡区尾倉神山町1丁目	大正元年9月7日	日本社会党	無	
9	昭 38. 10. 31	松岡林造	男	福岡県山田市大字上山田1477番地の2	福岡県山田市大字上山田1477番地	明治34年3月10日	無所属	著述業	

福岡県第3区

届出 順位	届出年月日	氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業	摘要
1	昭 38. 10. 31	細谷 嘉治	男	千葉県長生郡白子町 幸治 688	福岡県大牟田市吉野 680	大正元年 9月21日	日本社会党	無	
2	昭 38. 10. 31	橋樑 渡	男	福岡県久留米市東町 55番地	福岡県久留米市東町 55番地	明治35年 3月23日	無所属	辯護士	
3	昭 38. 10. 31	山崎 巖	男	福岡県大川市新田 777	福岡県大川市新田 777	明治27年 9月16日	自由民主党	団体役員	
4	昭 38. 10. 31	荒木 萬壽夫	男	福岡県大牟田市正山 町19番地	福岡県大牟田市正山 町19番地	明治34年 7月17日	自由民主党	団体役員	
5	昭 38. 10. 31	稲富 稜人	男	福岡県八女郡広川町 大字川上29番地	福岡県浮羽郡吉井町 大字清瀬573番地	明治35年 10月19日	民主社会党	団体役員	
6	昭 38. 10. 31	石井 光次郎	男	東京都港区芝高輪南 町28番地	福岡県久留米市東町 519番地	明治22年 8月18日	自由民主党	日本体育 協会 会長	
7	昭 38. 10. 31	佐藤 守男	男	福岡県久留米市諏訪 野町2,735番地	福岡県久留米市西町 1,251番地	大正4年 8月25日	無所属	団体役員	
8	昭 38. 10. 31	松倉 三郎	男	福岡県大牟田市黄金 町1丁目308番地	福岡県大牟田市大字 白銀700番地	大正13年 8月30日	日本共産党	政党役員	
9	昭 38. 10. 31	田中 稔男	男	福岡県大牟田市曙町 40番地	福岡県大牟田市曙町 40番地	明治35年 2月14日	日本社会党	政党役員	
10	昭 38. 10. 31	鬼丸 勝之	男	福岡県山門郡瀬高町 大字文広568番地	福岡県山門郡瀬高町 大字文広568番地	大正2年 9月14日	無所属	建設省 専門委員	

福岡県第4区

届出 順位	届出年月日	氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業	摘要
1	昭 38. 10. 31	た はる し 田 原 春 次 あ じ	男	福岡県北九州市門司 区大字大里 3,201の1番地	福岡県北九州市門司 区大里帯田町3丁目	明治33年 7月28日	日本社会党	大学講師 (日本大学)	
2	昭 38. 10. 31	た い せ 滝 井 義 高 た か	男	福岡県田川市大字川 宮1084番地	福岡県田川市大字 川宮1084番地	大正4年 2月25日	日本社会党	医 師	
3	昭 38. 10. 31	た しゅう し 蔵 内 修 治 くら	男	福岡県築上郡築城町 大字上深野396番地	福岡県築上郡築城町 大字上深野396番地	大正7年 3月8日	自由民主党	労働政務 官 次	
4	昭 38. 10. 31	た ろく すけ 田 中 六 助 た	男	福岡県田川郡赤池町 大字赤池268番地	福岡県田川郡赤池町 大字赤池268番地	大正12年 1月23日	自由民主党	内閣総理 大臣池田 勇人秘書	
5	昭 38. 10. 31	た い い 平 井 義 一 ひら	男	東京都千代田区九段 4丁目2番地	福岡県豊前市八屋町 住吉	大正2年 3月15日	自由民主党	会社社長	
6	昭 38. 10. 31	た い し 池 田 禎 治 いけ	男	福岡県田川郡香春町 大字香春333番地	福岡県北九州市小倉 区木町景菅アパート 617号	明治43年 1月22日	民主社会党	政党役員	
7	昭 38. 10. 31	た し ぞう 高 曲 敏 三 たか	男	広島県広島市大手町 3丁目3番地	福岡県行橋市大字 大橋2889番地	大正2年 2月25日	日本共産党	政党役員	
8	昭 38. 10. 31	た しゅう し 有 馬 英 治 あり	男	福岡県京都郡田田町 大字浜町836番地	福岡県北九州市門司 区大里寺内5595番地	明治41年 3月27日	自由民主党	団体役員	

### 4. 衆議院議員総選挙当選人

#### 第 1 区

選挙年月日	当選年月日	当選告示年月日	当選証書附与年月日	各候補者の得票総数	法定得票数	得票数	住 所	職 業	氏 名	生年月日
昭和38年11月21日	昭和38年11月25日	昭和38年11月25日	昭和38年11月25日			73,139	福岡市馬出西本町1037番地 松寿館了アパート	団 体 役 員	なら崎 弥之助	大正9年4月11日
"	"	"	"			71,541	福岡市大名町8番地	会社団体役員	進 藤 一 馬	明治37年1月1日
"	"	"	"	448,208	22,410,40	62,075	粕屋郡篠栗町大字尾仲1番地	医 師	河 野 正	大正3年1月1日
"	"	"	"			54,999	甘木市大字桑原350番地	農 業	中 島 茂 喜	明治42年2月11日
"	"	"	"			51,358	糸島郡志摩村大字津和崎1番地	農 業	中 村 寅 太	明治35年8月3日

#### 第 2 区

選挙年月日	当選年月日	当選告示年月日	当選証書附与年月日	各候補者の得票総数	法定得票数	得票数	住 所	職 業	氏 名	生年月日
昭和38年11月21日	昭和38年11月25日	昭和38年11月25日	昭和38年11月25日			69,993	速賀郡速賀村大字広渡1,819番地	会 社 社 長	三 原 朝 雄	明治42年8月20日
"	"	"	"			68,541	北九州市八幡区大字大蔵清水町1丁目213番地	政 党 役 員	伊 藤 卯 四 郎	明治27年8月17日
"	"	"	"	455,136	21,756,80	66,971	北九州市戸畑区大字中原1072番地	団 体 役 員	松 本 七 郎	明治44年11月15日
"	"	"	"			66,042	嘉穂郡穂波町大字枝国666	日本社会党政策審議会副会長	多 賀 谷 真 稔	大正9年1月5日
"	"	"	"			62,483	飯塚市大字片島	城南交通株式会社		明治38年

第 3 区

選挙年月日	当选年月日	当选告示年月日	当选証書附与年月日	各候補者の得票総数	法定得票数	得票数	住 所	職 業	氏 名	生年月日
昭和38年11月21日	昭和38年11月25日	昭和38年11月25日	昭和38年11月25日			63,686	大牟田市正山町19番地	団 体 役 員	荒 木 萬 壽 夫	明治34年7月17日
"	"	"	"	409,548	20,477.40	57,022	大川市新田777	"	山 崎 巖	明治27年9月16日
"	"	"	"			51,713	久留米市東町519番地	日本体育協会会長	石 井 光 次 郎	明治22年8月18日
"	"	"	"			49,464	大牟田市吉野680	無 職	細 谷 治 嘉	大正元年9月21日
"	"	"	"			46,175	浮羽郡吉井町大字清瀬573番地	団 体 役 員	稲 富 稜 人	明治35年10月19日

第 4 区

選挙年月日	当选年月日	当选告示年月日	当选証書附与年月日	各候補者の得票総数	法定得票数	得票数	住 所	職 業	氏 名	生年月日
昭和38年11月21日	昭和38年11月25日	昭和38年11月25日	昭和38年11月25日			53,530	築上郡築城町大字上深野396番地	労働 政務次官	藏 内 修 治	大正7年3月8日
"	"	"	"	352,120	22,007.50	51,952	田川市大字川宮1084番地	医 師	滝 井 義 高	大正4年2月25日
"	"	"	"			51,304	田川郡赤池町大字赤池268番地	内閣総理大臣池田勇人秘書	田 中 六 助	大正12年1月23日
"	"	"	"			51,091	北九州市門司区大里帯田町3丁目	大 学 講 師	田 原 春 次	明治33年7月28日

5. 衆議院議員総選挙及び最高裁判

( 第 1 区 )

市町村名	昭和38年11月18日現在選挙人名簿登録人員			補充選挙人名簿確定人員			
	男	女	計	男	女	計	男
福岡市	206,243	230,885	437,128	1,828	1567	3,395	208,071
甘木市	12,439	15,162	27,601	115	152	267	12,554
市計	218,682	246,047	464,729	1,943	1,719	3,662	220,625
筑紫野町	9,759	11,295	21,054	111	136	247	9,870
太宰府町	4,339	4,979	9,318	110	120	230	4,449
春日町	8,473	7,659	16,132	364	126	490	8,837
大野町	5,018	5,737	10,755	184	184	368	5,202
那珂川町	2,462	2,750	5,212	95	109	204	2,557
筑紫郡計	30,051	32,420	62,471	864	675	1,539	30,915
早良町	2,684	2,989	5,673	73	83	156	2,757
宇美町	5,369	6,068	11,437	75	90	165	5,444
篠栗町	4,012	4,639	8,651	37	42	79	4,049
志免町	4,759	5,464	10,223	239	248	487	4,998
須恵町	4,191	4,784	8,975	88	86	174	4,279
新宮町	2,601	2,946	5,547	29	35	64	2,630
志賀町	3,022	3,557	6,579	71	83	154	3,093
古賀町	5,583	6,284	11,867	136	155	291	5,719
久山町	1,906	2,137	4,043	69	71	140	1,975
粕屋町	3,404	3,833	7,237	172	196	368	3,576
粕屋郡計	34,847	39,712	74,559	916	1,006	1,922	35,763
宗像町	6,284	7,162	13,446	82	97	179	6,366
福間町	4,339	4,788	9,127	23	31	54	4,362
津屋崎町	3,203	3,776	6,979	33	52	85	3,236
玄海町	2,782	3,315	6,097	40	43	83	2,822
大島村	506	578	1,084	7	9	16	513
宗像郡計	17,114	19,619	36,733	185	232	417	17,299
杷木町	3,256	4,269	7,525	10	17	27	3,266
朝倉町	3,795	4,596	8,391	41	49	90	3,836
三輪町	2,497	3,114	5,611	21	23	44	2,518
夜須町	2,836	3,278	6,114	40	61	101	2,876
小石原村	541	648	1,189	2	6	8	543
宝珠山村	963	1,158	2,121	5	14	19	968
朝倉郡計	13,888	17,063	30,951	119	170	289	14,007
前原町	8,591	10,138	18,729	237	231	468	8,828
二丈村	3,348	3,983	7,331	55	80	135	3,403
志摩村	4,320	5,032	9,352	66	110	176	4,386
糸島郡計	16,259	19,153	35,412	358	421	779	16,617
郡計	114,843	130,950	245,799	2515	2,587	5,102	117,358
選挙区計	333,525	377,003	710,528	4,458	4,306	8,764	337,983

所裁判官国民審査当日有権者数調

計 女	計	死亡、失格、誤載人員			当日有権者数			備考
		男	女	計	男	女	計	
232,452	440,523	3,942	3,343	7,285	204,129	229,109	433,238	
15,314	27,868	539	577	1,116	12,015	14,737	26,752	
247,766	468,391	4,481	3,920	8,401	216,144	243,846	459,990	
11,431	21,301	550	545	1,095	9,320	10,886	20,206	
5,099	9,548	63	54	117	4,386	5,045	9,431	
7,785	16,622	733	363	1,096	8,104	7,422	15,526	
5,921	11,123	349	361	710	4,853	5,560	10,413	
2,859	5,416	47	39	86	2,510	2,820	5,330	
33,095	64,010	1,742	1,362	3,104	29,173	31,733	60,906	
3,072	5,829	47	58	105	2,710	3,014	5,724	
6,158	11,602	540	522	1,062	4,904	5,636	10,540	
4,681	8,730	89	79	168	3,960	4,602	8,562	
5,712	10,710	375	438	813	4,623	5,274	9,897	
4,870	9,149	117	98	215	4,162	4,772	8,934	
2,981	5,611	48	57	105	2,582	2,924	5,506	
3,640	6,733	118	107	225	2,975	3,533	6,508	
6,439	12,158	112	122	234	5,607	6,317	11,924	
2,208	4,183	25	22	47	1,950	2,186	4,136	
4,029	7,605	64	60	124	3,512	3,969	7,481	
40,718	76,481	1,488	1,505	2,993	34,275	39,213	73,488	
7,259	13,625	228	264	492	6,138	6,995	13,133	
4,819	9,181	109	118	227	4,253	4,701	8,954	
3,828	7,064	93	110	203	3,143	3,718	6,861	
3,358	6,180	148	182	330	2,674	3,176	5,850	
587	1,100	39	29	68	474	558	1,032	
19,851	37,150	617	703	1,320	16,682	19,148	35,830	
4,286	7,552	161	215	376	3,105	4,071	7,176	
4,645	8,481	133	156	289	3,703	4,489	8,192	
3,137	5,655	112	136	248	2,406	3,001	5,407	
3,339	6,215	86	95	181	2,790	3,244	6,034	
654	1,197	40	44	84	503	610	1,113	
1,172	2,140	67	104	171	901	1,068	1,969	
17,233	31,240	599	750	1,349	13,408	16,483	29,891	
10,369	19,197	182	163	345	8,646	10,206	18,852	
4,063	7,466	56	57	113	3,347	4,006	7,353	
5,142	9,528	95	85	180	4,291	5,057	9,348	
19,574	36,191	333	305	638	16,284	19,269	35,553	
133,543	250,901	4,826	4,683	9,509	112,532	128,860	241,392	
381,309	719,292	9,307	8,603	17,910	328,676	372,706	701,382	

( 第 2 区 )

市 区 町 村 名 分	昭和38年11月18日現在選挙人名簿登録人員			補充選挙人名簿確定人員			男
	男	女	計	男	女	計	
若 松 区	30,589	33,498	64,087	543	587	1,130	31,132
八 幡 区	102,218	105,957	208,175	1,879	871	2,750	104,097
戸 畑 区	35,278	34,051	69,329	1,170	655	1,825	36,448
直 方 市	17,734	20,422	38,156	151	162	313	17,885
飯 塚 市	25,715	30,871	56,586	219	253	472	25,934
山 田 市	6,310	7,528	13,838	42	70	112	6,352
中 間 市	11,049	12,039	23,088	140	145	285	11,189
市 計	228,893	244,366	473,259	4,144	2,743	6,887	233,037
芦 屋 町	5,443	5,218	10,661	241	79	320	5,684
水 巻 町	9,668	10,177	19,845	139	152	291	9,807
岡 垣 町	3,800	4,341	8,141	82	113	195	3,882
遠 賀 村	2,522	2,814	5,336	17	13	30	2,539
遠賀郡計	21,433	22,550	43,983	479	357	836	21,912
小 竹 町	4,782	5,419	10,201	60	75	135	4,842
鞍 手 町	6,437	7,476	13,913	68	79	147	6,505
官 田 町	12,890	14,574	27,464	34	40	74	12,924
若 宮 町	3,433	4,063	7,496	56	45	101	3,489
鞍手郡計	27,542	31,532	59,074	218	239	457	27,760
桂 川 町	5,867	6,733	12,600	29	47	76	5,896
稻 築 町	10,649	11,929	22,578	221	262	483	10,870
碓 井 町	2,499	2,956	5,455	30	35	65	2,529
嘉 穂 町	4,305	5,087	9,392	32	37	69	4,337
筑 穂 町	4,451	5,311	9,762	3	6	9	4,454
庄 内 町	2,945	3,402	6,347	73	83	156	3,018
穂 波 町	8,895	10,462	19,357	211	262	473	9,106
颯 田 町	2,748	3,072	5,820	46	58	104	2,794
嘉穂郡計	42,359	48,952	91,311	645	790	1,435	43,004
郡 計	91,334	103,034	194,368	1,342	1,386	2,728	92,676
選挙区計	320,227	347,400	667,627	5,486	4,129	9,615	325,713

計		死亡、失格、誤載人員			当日有権者数			備考
女	計	男	女	計	男	女	計	
34,085	65,217	638	557	1,195	30,494	33,528	64,022	
106,828	210,925	2,880	2,614	5,494	101,217	104,214	205,431	
34,706	71,154	971	625	1,596	35,477	34,081	69,558	
20,584	38,469	411	409	820	17,474	20,175	37,649	
31,124	57,058	2,339	2,402	4,741	23,595	28,722	52,317	
7,598	13,950	186	166	352	6,166	7,432	13,598	
12,184	23,373	341	288	629	10,848	11,896	22,744	
247,109	480,146	7,766	7,061	14,827	225,271	240,048	465,319	
5,297	10,981	310	226	536	5,374	5,071	10,445	
10,329	20,136	287	221	508	9,520	10,108	19,628	
4,454	8,336	214	224	438	3,668	4,230	7,898	
2,827	5,366	103	89	192	2,436	2,738	5,174	
22,907	44,819	914	760	1,674	20,998	22,147	43,145	
5,494	10,336	141	144	285	4,701	5,350	10,051	
7,555	14,060	257	228	485	6,248	7,327	13,575	
14,614	27,538	399	419	818	12,525	14,195	26,720	
4,108	7,597	218	226	444	3,271	3,882	7,153	
31,771	59,531	1,015	1,017	2,032	26,745	30,754	57,499	
6,780	12,676	249	268	517	5,647	6,512	12,159	
12,191	23,061	465	467	932	10,405	11,724	22,129	
2,991	5,520	228	211	439	2,301	2,780	5,081	
5,124	9,461	234	249	483	4,103	4,875	8,978	
5,317	9,771	84	81	165	4,370	5,236	9,606	
3,485	6,503	151	157	308	2,867	3,328	6,195	
10,724	19,830	338	310	648	8,768	10,414	19,182	
3,130	5,924	134	127	261	2,660	3,003	5,663	
49,742	92,746	1,883	1,870	3,753	41,121	47,872	88,993	
104,420	197,096	3,812	3,647	7,459	88,864	100,773	189,637	
351,529	677,242	11,578	10,708	22,286	314,135	340,821	654,956	

( 第 3 区 )

市町村名	昭和38年11月18日現在選挙人名簿登録人員			補充選挙人名簿確定人員			男
	男	女	計	男	女	計	
久留米市	42,740	50,703	93,443	1,059	816	1,875	43,799
大牟田市	52,897	64,291	117,188	537	566	1,103	53,434
柳川市	13,155	15,746	28,901	71	81	152	13,226
八女市	11,113	13,590	24,703	108	148	256	11,221
筑後市	10,837	13,326	24,163	204	261	465	11,041
大川市	14,483	15,873	30,356	206	228	434	14,689
市計	145,225	173,529	318,754	2,185	2,100	4,285	147,410
吉井町	5,232	6,428	11,660	71	68	139	5,303
田主丸町	7,010	8,607	15,617	69	103	172	7,079
浮羽町	5,461	6,672	12,133	30	49	79	5,491
浮羽郡計	17,703	21,707	39,410	170	220	390	17,873
北野町	3,634	4,411	8,045	21	28	49	3,655
小郡町	7,605	8,327	15,932	122	74	196	7,727
太刀洗町	3,633	4,367	8,000	14	13	27	3,647
善導寺町	2,105	2,546	4,651	55	71	126	2,160
三井郡計	16,977	19,651	36,628	212	186	398	17,189
城島町	4,188	4,987	9,175	60	73	133	4,248
筑邦町	5,245	6,278	11,523	79	113	192	5,324
大木町	3,936	4,681	8,617	61	95	156	3,997
三潞町	3,508	4,326	7,834	4	19	23	3,512
三潞郡計	16,877	20,272	37,149	204	300	504	17,081
黒木町	6,188	7,142	13,330	69	94	163	6,257
上陽町	1,894	2,243	4,137	40	62	102	1,934
立花町	4,947	5,733	10,680	13	20	33	4,960
広川町	4,281	5,141	9,422	97	157	254	4,378
矢部村	1,425	1,606	3,031	6	13	19	1,431
星野村	1,951	2,436	4,387	16	26	42	1,967
八女郡計	20,686	24,301	44,987	241	372	613	20,927
瀬高町	7,929	9,625	17,554	263	376	639	8,192
大和町	5,605	6,683	12,288	63	89	152	5,668
三橋町	4,461	5,897	10,358	136	171	307	4,597
山川村	2,087	2,407	4,494	18	19	37	2,105
山門郡計	20,082	24,612	44,694	480	655	1,135	20,562
高田町	5,686	6,611	12,297	64	94	158	5,750
三池郡							
郡計	98,011	117,154	215,165	1,371	1,827	3,198	99,382
選挙区計	243,236	290,683	533,919	3,556	3,927	7,483	246,792

計		死亡、失格、誤載人員			当日有権者数			備考
女	計	男	女	計	男	女	計	
51,519	95,318	664	570	1,234	43,135	50,949	94,084	
64,857	118,291	1,239	1,032	2,271	52,195	63,825	116,020	
15,827	29,053	188	178	366	13,038	15,649	28,687	
13,738	24,959	239	246	485	10,982	13,492	24,474	
13,587	24,628	194	243	437	10,847	13,344	24,191	
16,101	30,790	186	214	400	14,503	15,887	30,390	
175,629	323,039	2,710	2,483	5,193	144,700	173,146	317,846	
6,496	11,799	186	258	444	5,117	6,238	11,355	
8,710	15,789	265	307	572	6,814	8,403	15,217	
6,721	12,212	274	335	609	5,217	6,386	11,603	
21,927	39,800	725	900	1,625	17,148	21,027	38,175	
4,439	8,094	70	70	140	3,585	4,369	7,954	
8,401	16,128	108	105	213	7,619	8,296	15,915	
4,380	8,027	122	161	283	3,525	4,219	7,744	
2,617	4,777	79	110	189	2,081	2,507	4,588	
19,837	37,026	379	446	825	16,310	19,391	36,201	
5,060	9,308	118	108	226	4,130	4,952	9,082	
6,391	11,715	92	92	184	5,232	6,299	11,531	
4,776	8,773	86	93	179	3,911	4,683	8,594	
4,345	7,857	65	83	148	3,447	4,262	7,709	
20,572	37,653	361	376	737	16,720	20,196	36,916	
7,236	13,493	115	104	219	6,142	7,132	13,274	
2,305	4,239	26	41	67	1,908	2,264	4,172	
5,753	10,713	99	111	210	4,861	5,642	10,503	
5,298	9,676	200	270	470	4,178	5,028	9,206	
1,619	3,050	25	12	37	1,406	1,607	3,013	
2,462	4,429	54	50	104	1,913	2,412	4,325	
24,673	45,600	519	588	1,107	20,408	24,085	44,493	
10,001	18,193	512	616	1,128	7,680	9,385	17,065	
6,772	12,440	204	190	394	5,464	6,582	12,046	
6,068	10,665	105	124	229	4,492	5,944	10,436	
2,426	4,531	46	50	96	2,059	2,376	4,435	
25,267	45,829	867	980	1,847	19,695	24,287	43,982	
6,705	12,455	129	138	267	5,621	6,567	12,188	
118,981	218,363	2,980	3,428	6,408	96,402	115,553	211,955	
294,610	541,402	5,690	5,911	11,601	241,102	288,699	529,801	

( 第 4 区 )

市 区 町 村 名	昭和38年11月18日現在選挙人名簿登録人員			補充選挙人名簿確定人員			
	男	女	計	男	女	計	男
門司区	43,781	49,421	93,202	460	430	890	44,241
小倉区	86,699	92,983	179,682	1,910	1,531	3,441	88,609
田川市	25,185	29,543	54,728	44	49	93	25,229
行橋市	15,056	17,422	32,478	66	54	120	15,122
豊前市	9,839	11,897	21,736	88	93	181	9,927
市計	180,560	201,266	381,826	2,568	2,157	4,725	183,128
香春町	4,877	5,648	10,525	101	115	216	4,978
添田町	6,174	7,461	13,635	77	89	166	6,251
金田町	2,635	3,044	5,679	12	22	34	2,647
糸田町	3,279	3,906	7,185	43	47	90	3,322
川崎町	9,189	10,517	19,706	78	103	181	9,267
赤池町	3,720	4,296	8,016	19	23	42	3,739
方城町	2,751	3,228	5,979	5	6	11	2,756
大任町	2,276	2,579	4,855	23	32	55	2,299
赤村	1,255	1,456	2,711	38	42	80	1,293
田川郡計	36,156	42,135	78,291	396	479	875	36,552
刈田町	7,106	7,534	14,640	41	35	76	7,147
犀川町	3,510	4,048	7,558	38	46	84	3,548
勝山町	1,842	2,081	3,923	15	19	34	1,857
豊津町	2,029	2,381	4,410	28	33	61	2,057
京都郡計	14,487	16,044	30,531	122	133	255	14,609
椎田町	4,608	4,632	9,240	171	89	260	4,779
吉富町	2,092	2,468	4,560	22	20	42	2,114
築城町	3,718	4,330	8,048	9	17	26	3,727
新吉富村	1,225	1,481	2,706	5	3	8	1,230
大平村	1,800	2,138	3,938	11	18	29	1,811
築上郡計	13,443	15,049	28,492	218	147	365	13,661
郡計	64,086	73,228	137,314	736	759	1,495	64,822
選挙区計	244,646	274,494	519,140	3,304	2,916	6,220	247,950
1区	333,525	377,003	710,528	4,458	4,306	8,764	337,983
2区	320,227	347,400	667,627	5,486	4,129	9,615	325,713
3区	243,236	290,683	533,919	3,556	3,927	7,483	246,792
4区	244,646	274,494	519,140	3,304	2,916	6,220	247,950
県計	1,141,634	1,289,580	2,431,214	16,804	15,278	32,082	1,158,438

計		死亡、失格、誤載人員			当日有権者数			備考
女	計	男	女	計	男	女	計	
49,851	94,092	1,126	1,002	2,128	43,115	48,849	91,964	
94,514	183,123	2,266	1,900	4,166	86,343	92,614	178,957	
29,592	54,821	866	878	1,744	24,363	28,714	53,077	
17,476	32,598	349	360	709	14,773	17,116	31,889	
11,990	21,917	605	628	1,233	9,322	11,362	20,684	
203,423	386,551	5,212	4,768	9,980	177,916	198,655	376,571	
5,763	10,741	281	262	543	4,697	5,501	10,198	
7,550	13,801	287	316	603	5,964	7,234	13,198	
3,066	5,713	282	274	556	2,365	2,792	5,157	
3,953	7,275	166	158	324	3,156	3,795	6,951	
10,620	19,887	576	559	1,135	8,691	10,061	18,752	
4,319	8,058	102	81	183	3,637	4,238	7,875	
3,234	5,990	249	244	493	2,507	2,990	5,497	
2,611	4,910	83	57	140	2,216	2,554	4,770	
1,498	2,791	31	32	63	1,262	1,466	2,728	
42,614	79,166	2,057	1,983	4,040	34,495	40,631	75,126	
7,569	14,716	256	220	476	6,891	7,349	14,240	
4,094	7,642	81	58	139	3,467	4,036	7,503	
2,100	3,957	50	53	103	1,807	2,047	3,854	
2,414	4,471	36	32	68	2,021	2,382	4,403	
16,177	30,786	423	363	786	14,186	15,814	30,000	
4,721	9,500	478	227	705	4,301	4,494	8,795	
2,488	4,602	63	49	112	2,051	2,439	4,490	
4,347	8,074	187	182	369	3,540	4,165	7,705	
1,484	2,714	43	45	88	1,187	1,439	2,626	
2,156	3,967	46	87	133	1,765	2,069	3,834	
15,196	28,857	817	590	1,407	12,844	14,606	27,450	
73,987	138,809	3,297	2,936	6,233	61,525	71,051	132,576	
277,410	525,360	8,509	7,704	16,213	239,441	269,706	509,147	
381,309	719,292	9,307	8,603	17,910	328,676	372,706	701,382	
351,529	677,242	11,578	10,708	22,286	314,135	340,821	654,956	
294,610	541,402	5,690	5,911	11,601	241,102	288,699	529,801	
277,410	525,360	8,509	7,704	16,213	239,441	269,706	509,147	
1,304,858	2,463,296	35,084	32,926	68,010	1,123,354	1,271,932	2,395,286	

## 六、選挙公報

自由民主党公認  
県農政連推薦  
日本遺族会推薦

なかしま 茂 喜  
中 島 茂 喜

(54才)

### 略 歴

- 一、明治四十二年甘木市桑原三五〇に生る
- 一、朝倉中学校、東京農科大学農学部卒業
- 一、金川村警防団長、同村農業会長、同村長歴任
- 一、福岡県会議員当選二回、県参事会員一回
- 一、衆議院議員当選八回
- 一、自治政務次官、国土計画常任委員長、内閣委員  
長党総務、代議士会長、党相談役、国土緑  
合開発審議会委員、九州地方開発審議会有明  
部会長、福岡県林道協会会長、全国治山治水協  
会副会長、自民党福岡県支部連合会長、を  
経て現在自民地方行政部会長

### 私 の 公 約

#### 一、公明選挙の実践

選挙ある度に国民の皆様から指摘されるのが違反です。私は過去八回、皆様の御支援によつて当選させて戴きました。その大きな力は、この「正しい選挙」を一貫してきたことだと確信いたしております。

#### 二、農林、漁業と中小企業の近代化促進

今後の経済政策の重点をこの三つにおき、各種事業に対する国の助成と長期低利融資枠を大幅に増し、生産性の向上と所得増大を図ります。特に、農業に於ては土地基盤整備を拡充し、畜産、園芸作物の増産を図り同時に流通機構の根本的な改善によつて、農産物の価格安定を強く推進します。

#### 三、二千億円の減税と消費者物価安定の実現

中小企業及び農林漁業を振興し、国際競争力の強化を図るため、国税、地方税を通して平年度二千億円の減税実現に努力します。そのためには勤労者月収四万円までは所得税をかけず、その他各種控除を引き上げ課税軽減を図り、また償却資産の耐用年数を大幅に縮めるほか農地の相続税等一般企業課税の軽減合理化、更に物価の安定を図るため、金融財政、産業、賃金諸政策によつて総合的な物価安定政策を推進します。

#### 四、道路、交通の緊急整備と行政確立

早急な道路整備なくして産業経済の躍進は望まれません。今日の交通麻痺にメスを入れ、特に地方産業発展の為の根本的対策とこれ等の行政面の合理的な方策を推進します。

#### 五、社会保障の充実と福祉施設の整備拡充

まず、国民健康保険の家族に対する療養給付の七

割引上げ、生活保護基準の改善拡充、身体障害者、精神薄弱者、児童、結核、精神衛生等対策の強化と、無医村の解消を促進するなど、社会保障制度の総合的な整備改善を実行します。

#### 六、教育、文化の振興と人づくり政策の推進

日本の教育は世界でもトップクラスです。併し教育は止ることなく人間社会を前進、進歩させる近道です。それは家庭、学校、社会を通じた祖国愛、高い知性と道義、たくましい意思と創造力を養う事です。この様な社会に奉仕する多くの若人の育成に努力します。

#### 七、婦人の地位向上のための諸施設の充実

婦人の地位向上は驚くばかりです。皆様の御努力に心から敬服致しております。私は婦人の皆様に是非御協力を、お願い致したい事は青少年の人づくりです。婦人の皆様の日々の御協力なしには絶対に出来ません。

母子保健の増進、保育の増進、保育所、託児所、母子健康センター等の拡充、環境衛生対策の強化実現を図ります。

#### 八、日韓交渉の合理的な解決と中共との民間経済、文化の交流促進

わが国として勿論重要なことですが、この九州に於いては、平和を愛する隣国の「韓国」と強大な国土をもつ「中国」とは、切るに切れない歴史的なつながりがあることはご承知の通りです。一日も早くアジア友邦の諸国と共に善隣友好を強化し、経済、技術、文化の交流を図りたいと思っております。

#### 九、遺族、傷痍軍人、旧軍人、退職公務員等の恩給、年金ならびに在外資産、被買収農地の国家補償の解決促進

戦後十八年を経過した現在、総合的に見れば改善を要する不均衡な点が多くあります。そこで援護是正を図ると共に、農地被買収者の報奨問題についても公正な解決を促進してゆきます。

#### 十、米軍基地の問題と早期解決

日米安保体制によつて、わが国の平和と安全と繁栄がありますが、一日も早く沖縄、小笠原諸島の本土返還につとめ、また、とくに板付基地の諸問題についても早急な解決に努力します。

私は今回福岡県第一区から立候補いたしました  
が、私の政見の一端と決意をのべて皆様のご批判  
とご支援をお願いいたします。

#### 一、世界平和と議会政治の確立

核兵器の出現により人類の滅亡を覚悟しない限  
り大戦争は不可能となつたが、東西間の対立と不  
信感はお残つています。我が国の国際地位の向  
上と同時に責任も重大となりました。そこで我が  
国は東西間の融和に努め核実験の禁止は勿論その  
製造も禁止し、世界平和の確立を計らねばなりま  
せん。内政面におきましては議会政治の確立に努  
め暴力を廃し話し合いの政治を行い、対立する二大  
政党が交互に政権を担当し得る体制を確立したい  
と思います。

#### 二、明るい豊かな農村の建設

高度経済成長政策は国民に希望と目標を与え、  
生産の向上と国民所得の増加をもたらし多大な成  
果を収めました。他面止むを得ざるヒズミとし  
て農業、中小企業の立遅れと消費者物価の値上り  
を招きました。池田首相は「今後の政策の重点を  
農業と中小企業の近代化促進に向け、革新的な措  
置をとる」と強調していますが、私は池田首相だ  
けに任せず、我々がこの問題と真剣に取り組んで  
こそ高度成長政策は新しい成果をあげ得ると思ひ  
ます。私は農政の基本は機械技術を取入れ企業と  
して成立つ農業を育成する事と、農村環境の改善  
を計り、明るく豊かな農村を建設する事だと思ひ  
ます。専業の経営規模を拡大し土地改良等生産基  
盤を整備すると同時に兼業農家に対しましては大  
企業の地方誘致を促進し、雇用の機会と所得の増  
加を計る事が必要だと思ひます。

#### 三、中小企業の経営の安定

中小企業は我が国の九九パーセントを占め、従  
事者は一、七四一万人を教え、生産、流通、輸出、  
雇用の分野で日本経済の発展に寄与してきました。  
しかるに今日、大企業との間には生産や所得の面  
に格差が生じ経営の安定や従事者の生活が脅かさ  
れています。かくては日本経済の均衡がとれた発展  
も、社会の安定も期待できないのであります。

本年の通常国会で中小企業基本法が制定されま  
したが、中小企業の振興は今後幾多の関連法の制  
定や、金融、税制上の強い措置がとられなければ  
目的を達する事はできません。特に三百万人の小

規模企業者に対する施策は未だ何も決つていない  
状態で、今後如何なる法律や、金融、税制上の措  
置がとられるかを監視しなければならないと同時に  
中小企業の意志を結集して、政府が金融の円滑、  
租税の軽減等を要求しなければならないと思ひま  
す。

#### 四、消費者物価の抑制

物価の値上りの原因は経済の高度成長による人  
手不足と人件費の高騰によりますが、大企業では  
賃金の上昇を生産性の向上でカバーできますが、  
中小企業ではそれができません。農業においても  
しかり、従つてその対策として、生活必需品の生  
産拡充と流通機構の整備等を急いで実行しなけれ  
ばなりません。そして根本的には農業や中小企業  
の近代化がぜひとも必要となつてくるのでありま  
す。

#### 五、教育の振興

義務教育の教科書無償配布等教育施設の整備の  
他、勤労学徒の経済援助等教育内容に対する再検  
討を行い学生生徒に対し国や社会に対する責任感  
の涵養と、日本人としての自覚と誇りを身につけ  
させる事が肝要であります。

#### 六、戦争犠牲者の処遇改善

戦争犠牲者に対し国が援護の手をのべるのは当  
然であり、私は旧軍人恩給の復活に努めていらい  
今日までご遺族に対する公務扶助料の増額、傷い  
軍人に対する処遇改善、引揚者に対する在外私有  
資産の補償農地被売収者に対する補償、などに努  
力してきました。最近の我が国経済の画期的な発  
展に鑑み戦争犠牲者に対する処遇はさらに改善さ  
れなければなりません。在外財産の補償問題は内  
閣調査室の設置をみましたが、速に国家補償の立  
法化の為、全力を傾注したいと思ひます。

#### 七、郷土の経済発展

エネルギー革命による石炭の斜陽化に伴い郷土  
福岡には昔日の面影はありません。そこで私は県  
経済の建て直しと県民所得の向上を計る為、工場  
の誘致や観光開発促進のために全力をささげたい  
と思ひます。工場誘致には公共投資が充実しなけ  
ればならないので、私の全政治力を発揮し中央と  
直結して公共投資を増大し、日韓外交回復を促進  
し不当な李ラインの徹廃と漁業の完全操業がすみ  
やかに実現するよう努力いたしたいと思ひます。

進ん

藤とう

かず

馬ま

(59才)

わたくしの経歴

明治三十七年一月一日福岡市西職人町に生る。福岡市大名小、福中(現福高)を経て早大政経卒、中野正剛秘書官、昭和十二年独伊米を視察、十九年玄洋社長となりために二十年A級戦犯に問われ単嶋入りしたが二十二年不起訴となる。福高同窓会長、三十三年衆議院議員当選、三十四年全国占領軍被害者同盟会長三十八年運輸事業組合県会長となる。

わたくしの政治信条

政治家として私は常に理想をかかけ、夢と詩情を抱いて己れの信念に生き山積の諸問題や皆さん方の陳情請願などに真剣に取り組んでその解決に努力する。そして民族の発展と国土を愛する国民のために、真の国づくり人づくりに協力して、明日の世界を説き、若い世代の道案内になりたい。

政策問答

有権者 自民党の派閥解消はほん気でやる考えがあるのか。

進藤 自民党は今までのあり方を反省し、一日も早く党の近代化をやり遂げなければならぬ。そのために私は、派閥解消の先達となつて努力いたします。

有権者 外交についての考えはどうか。

進藤 日米経済協力の必要は安保条約の明文に約束されているのに、対米経済外交は、アチラは冷淡でコチラは生ぬるい、そもそも日本外交の今後の立場は、右手にアメリカ、左手に中ソをとらえ一方にこだわらず、自由自在の頭脳外交を強力に展開すべきだと思います。

有権者 日韓交渉をどうするか。

進藤 両国隣接の地理的關係と浅からぬ歴史的・人間的關係を思えば、両国民は仲よく手を握りあつて共存共栄すべきです。それなのに、日韓交渉のさい中にわが漁船をだ捕するようなアクどいやり方には嚴重抗議すべきだ。李ライン問題、竹島問題、戸籍問題など、懸案の同時解決を絶対の条件として、政府、民間力をあわせ、話し合いの場を充分にもち、誠意をつくしあえば妥結はできると思う。私は進んで此の問題の解決にあたりたい。

有権者 青少年の犯罪激増をどう防止するか。

進藤 昨年一年間の兇悪犯罪七千五百件のうち

半分以上が十九才以下の少年犯罪であるのは恐るべきことです。学校のシツケ、道徳教育が不十分だからと思われます。しかし深く考えると家庭のシツケや教育や、ただ売らんかなの低俗で厚顔無恥な一部マスコミのあり方や、深夜喫茶はじめ風俗営業のやりかたにも深い反省と自肅自戒による協力を得なければ学校教育や家庭のシツケだけではうまくゆくものではない。私は青少年育成の場として、五年前から勵志会なるものを東京と福岡に創り学校教育と共に社会公民教育にも努力して成果をおさめています。

有権者 自民党の物価抑制は本当にやる気か。

進藤 これは挙党一致でやるべき重大問題だが、とりあえず台所まわり、食料品を手はじめに価格を安定することに最善をつくしますから見まもつていただきたい。

有権者 所得の増加が物価の上昇を上廻っているといわれているが、その谷間にある庶民の生活は物価高で苦しんでいるではないか。

進藤 所得の低い人が助かる温かい思いやりの政策実施に努力する。その方法は、(1)中小企業基本法に基き税と金融改善、(2)一世帯一住宅の実現化 (3)低所得層の大幅減税 (4)国民健康保険は家族も三割負担とする (5)国民年金、厚生年金の大幅増額 (6)育英事業、学生宿泊施設の拡充、などにより社会的ひずみと経済的格差を縮めることに努力する。

地元発展のためにこうする

進藤 全国にその名も高い悪路の整備をすすめて汚名を返上したい。博多湾の整備を促進して大陸貿易の再開を促進する。九州縦貫高速道路ハイウェイとこれにつながる地方経済開発助骨道路の実現につとめる。福岡市を名実ともに九州経済圏の首都とするため大企業、工場誘致に努力するか最近国立工業試験場設致が予算化の運びとなり、国立産業芸大が実現の緒についたことは地元福岡の産業発展に明るい灯をともしたともいえます。これが前提たる工業用水確保のため博多湾内の海中湖計画、筑後川利水の総合開発はぜひ実現につとめたいと思います

### わたしの略歴

大正三年生れ、大名小学校、福岡中学（現福岡高校）九州医専（現久留米医大）卒業後一時学究を志し、九州大学医学部にて多年研究に努め、その間、九大附属医学専門部助教授医学博士となり戦後郷土に招かれ病院開設、病院長、法人理事長就任、とくに社会運動にも挺身し、昭和二十六年県議會議員に当選、昭和三十年以来衆議院議員連続三回当選、衆議院では文教委員会理事として、教育の民主化、義務教育無償の原則実施や高校全入、板付基地周辺の騒音対策（防音教室等）はその草分けとして活動し、又社会労働委員会の理事としては社会保障の拡充、とくに年金制度、医療保障、社会福祉制度の拡充等、国民生活の安定向上に精力的に努力、最近炭坑離職者をはじめ失業対策、産炭地振興問題に格段の活動を行いました。現在福岡県青果組合、調理士会、療術師会、消防協会等の顧問として巾広く活動、党務として政労協対策委員長、駐留軍労働対策、失対特別委員会副委員長、志免対策、麻薬対策事務局長。

### わたしの政見

#### 一、三悪倍増にメスを

前回の総選挙で、自民党の打出したスローガンは、御承知の様に「所得倍増」政策でありました。それから三年後の今日、その倍増政策は「三悪倍増」として国民生活を苦しめています。

即ち物価倍増、格差倍増、社会不安倍増であります。池田内閣が行なつたのは、総理大臣の給料をいつべんに倍増しただけであります。自民党は物価が上がるのは、賃金が上がるからたと言つていますが、総理大臣の給料を倍増しながら労働者に賃上げ要求はするなと言つても国民は納得しません。

物価を下げるきめては簡単です。

それは鉄鋼、その他の基礎物資の価格と運賃や電気などの公共料金を上げないという事が根本であります。

その意味でこの度の選挙は、池田内閣に対して国民の審判を下す絶好の「チャンス」であります。

#### 二、我が国の平和と安全のために

政府の失政は、この「三悪倍増」だけではあり

ません。今一つ重大な誤りをおかしています。その最もたん的な現れが当地の板付基地を始めとする核兵器をつむF-105機の配置や、原子力潜水艦の寄港と日韓会談の強行であります。

これら一連の問題は、我が国の平和と安全のため極めて重大な点であります。

我が国の平和と安全は日本とアメリカとの軍事条約ではなく、ソ連、中国をはじめ、どこも国とも仲良く手をつなぐことによつて、はじめて保てるものであります。

#### 三、貧乏と不安のない福祉国家の建設のために

我が国の経済は著しく発展をしましたが、国民の生活は一向に楽になりません。

国民のすべてが憲法に保障された「健康で文化的な生活」を実現するために、労働基本権、最低賃金、安定雇用の確立、中小企業には金融枠の拡大等、その組織体制と予算獲得、農漁民には生産価格維持制度の確立や、協同化、近代化の推進をはかり、農山漁村に夢と嫁をとりもどす農政の確立を、社会保障制度については、病気をしても安心して療養のできる医療制度改善、老後を保障する年金制度の抜本的改正、身体障害者対策、戦争犠牲者対策等、また地元国鉄志免炭坑をはじめ衰退の一途をたどる炭田の、産炭地振興策は極めて急務と思います。

#### 四、むすび

かくの如く、我が国の社会には、不合理や社会悪がみちみちています。

私は憲法で保障されている「平和で文化的な生活」を実現せしめ、そして正直者が馬鹿をみない、正しい政治の実現のため微力ですが、生涯の使命として、頑張りぬく決意であります。

此の度の選挙でも重ねて皆様の御支援と、御協力をいただきますように、心より御願いたします。

学 歴

- 昭和二年 福岡市奈良屋小学校入学
- 昭和八年 福岡市簗子小学校卒業
- 昭和十三年三月 福岡県立中学修猷館卒業
- 昭和十七年三月 旧制福高文科甲類卒業
- 昭和二十年九月 九州帝国大学法文学部法科卒業

私 の 公 約

- 日本 の 政治 に 若 さ と 近 代 感 覚 を
- 国 民 の 幸 福 の た め の 民 主 的 政 治
- 非 核 武 装 、 完 全 軍 縮 と 中 立 日 本 の 使 命
- 物 価 高 と イ ン フ レ に よ る 独 占 成 長 政 策 の 追 放
- 一 切 の 格 差 と 不 公 平 の 解 消
- 国 土 の 大 改 造 、 健 康 な 都 市 、 農 村 の 建 設
- 災 害 と 不 公 平 と 不 安 か ら の 解 放
- 健 康 な 人 間 形 成 、 腐 敗 と 犯 罪 の 一 掃
- 部 落 の 完 全 解 放 の た め の 国 策 樹 立
- 憲 法 改 悪 粉 砕 、 護 憲 、 民 主 、 中 立 の 社 会 党 政 権 へ

私 の 抱 負

過 去 三 年 間 の 議 員 生 活 を 省 み て

早 い も の で す 。 も う 三 年 経 ち ま し た 。

昭 和 三 十 五 年 秋 の 総 選 挙 に 私 は 社 会 党 公 認 と し て 立 候 補 い た し ま し た 。 結 党 以 来 、 党 の 下 積 み と し て 働 い て き た 私 に と つ て は 、 生 れ て 初 め て の 選 挙 で あ り ま し た が 、 幸 い 初 陣 を 飾 つ て 当 選 し 、 衆 議 院 議 員 と し て 国 会 に 活 動 の 場 を 与 え て い た だ き ま し た 。

爾 来 、 今 日 ま で 三 年 間 、 経 つ て み れ ば 早 い も の で す が 、 私 に と つ て は 、 そ の 日 々 が 闘 い で あ り 、 学 習 の 連 続 で し た 。 選 挙 の 時 の 公 約 通 り 、 衆 議 院 の 農 林 水 産 常 任 委 員 と し て 、 曲 り 角 に き て い る 日 本 の 農 業 や 漁 業 の 問 題 と 真 剣 に 取 組 ん で ま い り ま し た 。 ま た 板 付 基 地 問 題 や 、 F-105 な ど で は 内 閣 委 員 会 、 日 韓 、 日 中 問 題 で は 外 務 委 員 会 、 未 解 放 部 落 問 題 や 失 対 問 題 な ど で は 社 労 委 員 会 、 災 害 で は 災 害 対 策 特 別 委 員 会 な ど に 適 時 の り こん で 政 府 を 追 及 し 、 勉 強 し て ま い り ま し た 。

い ま 私 は 過 ぎ 去 つ た 日 々 の 議 員 生 活 を 静 か に ぶ り か え り 、 や が て 来 る 日 の た め に 新 た な る 決 意 と

意 欲 を 燃 や し て お り ま す 。

ま ず 社 会 党 を

私 は 先 ず 何 よ り も 社 会 党 が 大 衆 か ら 愛 さ れ 信 頼 さ れ る 政 党 に な る よ う 努 め た い と 思 い ま す 。

そ し て や が て は 政 権 を 担 当 し う る だ け の 実 力 と 安 定 感 を 、 日 々 の 行 動 の 中 か ら 具 体 的 に 国 民 の 前 に 明 ら か に し て ゆ か ね ば な ら な い と 思 い ま す 。 政 党 が 立 派 に な つ て こ そ は じ め て 政 治 が よ く な る と 信 じ る か ら で す 。

そ の た め に は 私 自 身 が ま ず 社 会 党 の 議 員 に ふ さ わ し く 、 自 か ら の 人 格 を 厳 し く 鍛 え 、 常 に 謙 虚 で 誠 実 と 情 熱 を 失 わ な い よ う に 、 何 よ り も 行 動 を 第 一 に 心 が け て ゆ き た い と 思 い ま す 。

今 後 も 農 村 問 題 と 取 組 み た い

ま た 今 後 、 党 が 三 分 の 一 か ら 二 分 の 一 、 そ し て 過 半 数 の 議 席 を 占 め る た め に は 、 ど う し て も 農 漁 村 、 中 小 企 業 、 商 店 の 党 に 対 す る 理 解 と 支 持 と が ま ず ま ず 必 要 と な つ て ま い り ま す 。

私 は 過 去 三 年 間 、 こ の 一 区 選 出 議 員 で た だ 一 人 の 農 林 水 産 常 任 委 員 と し て 、 農 漁 村 の 問 題 と 取 組 ん で ま い り ま し た が 、 今 後 も 引 き つ つ い て 農 漁 村 の 問 題 に 専 念 い た し た い と 思 い ま す 。

国 民 の 声 を 国 会 に

何 れ に し て も 私 は 、 私 を 支 持 し て い た だ く 方 々 の 声 を 、 希 い を 、 常 に 党 の 中 に 、 国 会 の 中 に 反 映 さ せ て ゆ き た い と 思 い ま す 。

平 和 を 希 う 憲 法 の 下 で 、 日 本 の 政 治 に 若 さ と 近 代 感 覚 を お く り こ み 、 貧 し さ と 病 い に 苦 し ま な く て い い よ う に 、 愛 と 誠 に み ち た 政 治 を う ち た て る た め に 今 後 と も 精 一 杯 頭 張 り ぬ き た い と 念 じ て い ま す 。

私 に 一 票 を 投 じ て い た だ く 人 た ち の 支 え と 期 待 が 、 い つ も 私 に そ の 勇 気 と 確 信 を 与 え て く れ る か ら で す 。

## 私の公約

「政治は国民のもの」という言葉は誰でも知っています。しかし、皆さんの声が政治に反映しているのでしょうか。

今日ほど政治不振が大きく叫ばれていることはありません。

私は、今度の総選挙の意義は、政府の高物価政策による政治の谷間に取残された国民の生活を守り、無法無秩序の国政から、汚れない政治道徳を確立することにあると思います。

### 一、物価値上げストップ、 公共料金値上げ反対

「マグロをやめてサンマを食べばよい」と云つた池田首相の暴言は、自分の失敗による物価の値上りを国民の節約にすりかえようとするもので、こんな政治が、これ以上続いたら皆さんの暮らしはどうなりますか。

現在ではサンマも食べられない人々が多いのです。

私は、物価値上げストップ、公共料金値上げ一切反対、生活費に税金をかけるな。  
これが私の第一の公約です。

### 二、中小企業、農漁業の近代化促進

中小企業、農家の皆さん

自民党の経済成長政策は、大企業のためであつて、選挙の時の皆さん方に重点をおくと公約していますが、果して皆さんの所得が、暮らしが、よくなつたのでしょうか。むしろ格差が広がるばかりで、大企業のために倒産した中小、零細企業や、農村をすてて都会に働きに出ていく人々の多いのが今日の現状です。

私は、国民の大多数を占める中小企業と農漁業の健全な近代化を促進し、日本経済の底辺で苦しむ皆さん方の格差是正に全力をつくすことを第二の公約と致します。

### 三、憲法を守り、国民外交の推進

十一月中に提出される憲法調査会の答申をまっ返もなく、自民党は憲法改悪の方針を明らかにしております。

社会党は、憲法を守る第一人者と称しながら、

社会党政権のもとでは改憲すべきだとの見解を明らかにしたことは、皆さんの御記憶に新しいことです。

私は、主権在民、民主主義、平和主義の現憲法を守り抜き、改憲勢力と対決致します。

更に自民党の外交は、対米従従の外交政策であり、社会党も中ソ一辺倒の外交路線に終始しています。

私は、今日のアジアの危機をのり切るためには、日本国のため、日本人のための利益を守る国民外交を積極的に押し進めることを私の第三の公約と致します。

### 四、政治の純潔を守り、ウソのない政治を

現在の政治は、党利党略で国民のためではありません。

今度の総選挙で、自民党や社会党が五名や十名ふえても減つても政治の純潔は守れません。

私は、過去三十年間一貫して尽した社会主義運動を通じ、安心できる生活を確立するため、皆さんの先兵として斗い抜くことをお約束致します。

## 推薦の言葉

元福岡県知事 杉本勝次

民社党が結党以来、苦難の道を歩んで来たことに対し、私は実に気の毒に思い、どうしてこの党が国民の支持を受けないかを不思議に思います。日本の政治の健全な運営のためには、是非とも民社党がもつともつと強くならねばなりません。

私が橋詰君の選挙事務長を引受けたのは、全く右の理由によるものです。是非みなさんのご支持をお願いします。

## 略歴

昭和四年、社会民衆党入党、爾来、三十五年社会主義運動に挺身し、その間、市会議員、社会党県連書記長六期、地方労働委員四期、現在民社党県連書記長、民社党本部通信委員長

自由民主党公認  
衆議院議員候補

簡 牛 凡 夫  
か ん き ょ う つ ね お

(69才)

### 略 歴

- 一、明治二十七年一月十日、福岡県糸島郡志摩村津和崎一五三番地に生れる
- 一、福岡工業学校を経て早稲田大学政経科卒業。
- 一、大正十二年より昭和二年迄、独逸留学。
- 一、昭和五年六月、大蔵大臣（井上準之助氏）秘書官就任。
- 一、昭和八年七月、糸島郡可也村長に就任。当時窮乏のどん底にあつた郷里の再建に努力す。
- 一、昭和十二年三月、株式会社津上製作所取締役。
- 一、戦後公職追放にあう。
- 一、昭和二十六年、株式会社津上製作所副社長。
- 一、昭和三十一年十一月、衆議院議員選挙に当選して政界に復帰、その後自由民主党政務調査会副会長、大蔵政務次官、衆議院運輸委員長、党政策審議会審議委員等を歴任。
- 一、衆議院議員当選五回。

### わが党の十大政策

- 一、民主政治の確立と党近代化
- 一、平和と繁栄の外交
- 一、経済の健全成長
- 一、農林漁業の近代化
- 一、中小企業の体質改善
- 一、人づくり政策の推進
- 一、住宅建設の促進
- 一、道路その他、公共投資の充実
- 一、社会保障の充実と減税
- 一、労働政策の新展開

### 政 見

国民期待の中に池田内閣発足以来三年余、この間国力は驚異的發展を遂げたのでありますが、わが党内閣は改めて国民に信を問ひ、その圧倒的支  
持の上に、更にいよいよ国政の刷新充実を期さんとするものであります。

私は池田内閣発足以後、大蔵政務次官、運輸委員長、更に自由民主党政調会の政策審議委員等、政府国会及び党の重職にありまして重要政策の策定と実行に与つて参りました。

従いまして前記のわが党の新政策には、私自身の体験に基く新しい理念も十分に盛り込まれておりまして今後これ等の新政策の実行により、更に国政

の発展に一層献身致します事をお約束するものであります。

これ等十大政策の中、特に私が重視し、その推進を期しておりますものは党の近代化と人づくり政策であります。

自由と人権を抑圧し、階級独裁、共産陣営への隷従を目ざす左翼勢力と対決して政治の責任を担うわが党は自らその近代化を断行して真に国民の党として、その信頼と期待を高めることこそ急務であります。

昨年県連会長在任中、更にその思を深めまして県自民党の体質改善に着手したのでありますが党内においても既に先頃組織調査会の結論も出されて、いわゆる派閥を解消し、総裁の下、団結の強化、組織と運営の近代化等が推進されんとしております。

次に人づくり政策につきましては先般池田首相もその演説において触れられた如く、人づくり即ち国づくりと申しても過言ではありません。

真の平和と繁栄は唯に科学経済の発展のみに依るものだけでなく人間尊重の精神の基盤の上に立てられるものであります。

いわゆる文明国の多くがひとしく苦悩しております青少年問題もここに淵源しております。

人間形成はひとり学校教育だけでなく、家庭より社会を通じて、行われるものであり、これらを通じて、祖国愛、高い知性と道義心、豊かな情操、逞しい意思と想像力に富む理想像の育成に万般の施策の推進を期しております。

なお地方の問題につきましては博多港整備、福岡国際空港の実現、新東海道線の九州延長乗入れ、篠栗線の延長、産炭地振興等、郷土の繁栄発展の諸施策につき更に今後も努力致したい所存であります。

何卒、わが党の政策と私の政見に御理解をたまわりまして、一層の御支援を願ひ、日本の新しい飛躍の時期に引き続き奉仕させて頂きたいと思ひます。

自由民主党公認  
福岡県農民政治連盟推薦  
衆議院議員候補者

中 村 寅 太  
(61才)

### 中村寅太の歩み

衆議院議員当選六回、ひたすら政治の道に、身も心も打ち込んで働いてまいりました。

今回も何卒よろしくお願い致します。

- 一、昭和二十二年 代議士に当選、農民協同党書記長
- 一、昭和二十六年 改進黨副幹事長、党婦人部顧問
- 一、昭和三十年 改進黨青年局長、西独欧州の青少年運動視察。
- 一、昭和三十二年 衆議院農林水産常任委員長。
- 一、昭和三十三年 自由民主党副幹事長。
- 一、昭和三十四年 法務政務次官
- 一、昭和三十六年 自由民主党総務。
- 一、昭和三十七年 衆議院通信常任委員会理事。
- 一、米価懇談会・農業基本法制定委員会・漁業基本法制定委員会・中小企業基本法制定委員会農林年金法改正特別委員会・飼料対策特別委員会・農産物価格特別委員会・畜産物価格審議会・酪農対策特別委員会副委員長・医療問題懇談会各委員歴任

### 中村寅太の足あと

- 一、中村寅太が公約して実現した主なる事は。
  - 1 農産物中味取引制度（農家増収、米麦の代金毎年約百五十億円）を確立した。
  - 2 全国農山漁村部落に公衆電話を設置した。
  - 3 青年学生の外国視察団派遣制度を創設した。
  - 4 三百万円以下の相続税を撤廃した。
  - 5 農林漁業団体職員年金法を制定した。
  - 6 医療公庫法の制定と医業に対する課税を軽減した。
  - 7 福岡市中央卸市場問題の解決と博多駅移転費の市民負担を軽減した。
  - 8 福岡刑務所を字美町に移転した。
  - 9 九州大学医学部病院に脳神経病研究施設を創設した。
  - 10 十年來の懸案であつた福岡県農山漁村住宅協会を全国で初めて設立した。
- 一、特に最近党政務調査会を動かし政府決定に持こんだ主なる事は。
  - 1 中小零細企業と農林漁業の近代化資金財源として公債を発行すること。

- 2 住民税の課税については「本文方式」を採用し、半額減税を断行すること。
- 3 農林年金法を国家公務員なみに改正し、昭和三十一年四月一日より実施すること。
- 4 酪農事業安定のため生乳学校給食法の制定、また乳価の決定にあつては生産者組合に団体交渉権を確立し、知事と農林大臣に裁定権を与える法律を制定すること。
- 5 農地の固定資産税は引上げないこと。
- 6 農地法を改正し、農地転用制限を緩和すること。

### 中村寅太の約束

今回もまた徹底した公明選挙を行なう。当選の上は、党の体質改善と近代化の推進力となり、政治の姿勢を正し、人命尊重の基本理念のもとに、大衆の福祉増進、国家の繁栄、世界の平和実現のためにすべてを捧げます。

特に具体的には次の事を約束します。

- 1 韓国、台湾、東南アジア、中国との貿易を正常化する。その基地として博多港の設備拡充を促進する。
- 2 住宅金融公庫と農協資金を活用して農山漁村に住宅を建て都市の住宅難も解消する。
- 3 中小零細企業と農林漁業振興のため、低利長期の融資財源として公債を発行する制度をつくる。
- 4 相互銀行法を改正して国家資本を大幅導入し真の中小零細企業者のためになる金融機関とする。
- 5 中小企業の従業員に対しては国費で福利施設を完備し、大企業従業員並に生活が楽しめるようにする。
- 6 教育費、医療費は、全額国庫で負担する制度を確立する。
- 7 福岡に国立ガン治療センターを誘致する。
- 8 市街地の子供遊園地、国民のヘルスセンターの建設を推進する。
- 9 戦争犠牲者、母子世帯、身体障害者等の処遇を改善し養老年金は月額一万五千元程度とする。
- 10 消費者物価の安定をはかるため流通機構を民主的に合理化する。
- 11 国有林野の解放を促進する。
- 12 福岡、筑豊、北九州地区産業振興の基本である水資源の開発のため、筑後川下流と博多湾を結ぶ大運河（両堤防を高速道路とする）をつくることを推進する。

衆議院議員候補者  
日本共産党公認

さい  
育  
藤  
どう

みゆき  
幸

(47才)

## 経 歴

京大卒、学生のころから侵略戦争に反対し、戦後いち早く党の再建と労働、農民、市民運動に参加。終始一貫して日本人民の真の幸せと繁栄のために専念している。

### 一、国民をあざむく自民党

三年まえ、自民党岸内閣は安保斗争で、たおされました。そのあと、いまの池田内閣は、「寛容と話し合いの政治」「国民所得倍増」という政策をかかけて登場しました。

しかし、これは人民をあざむく看板でした。ほんとうのねらいは、アメリカの命令で、日米安保条約を、忠実に実行することでありました。

自民党は、六月の国会で、失対事業を打ち切るため二つの法案を提出し、これがかつての岸内閣が、安保条約を強行採決したときよりも、もつと乱暴な方法で決めてしまいました。

北九州の日炭高松炭鉱では「国の政策に反対した」といつて、組合活動家を解雇しました。すべての産業で、首切りや合理化がおしすすめられています。

こうして、池田自民党内閣は、憲法や労働組合法に違反し、国民の民主的な権利を、ことごとくふみにじっています。これが「寛容と話し合いの政治」の本質です。

「国民所得の倍増」にいたつては、まったくのごまかしです。

池田内閣ができてから、物価は軒なみに値上りし生活費は、四割もはねあがつて、台所からは、うめき声が聞えてきます。

福岡県下を見ると、悪政の爪あとが、いつそうはつきりします。

県下の失業者は、安定所の窓口におしかけているものだけでも、十万五千人、生活保護者二十二万人、失対事業に働く者 三万五千人です。

自民党はまた貿易の自由化で、アメリカのあり余った農産物をどんどん輸入しています。そのため日本の農民は、大きな困難にぶつかり、毎年一万人が、農業をはなれています。

こういう事実は無視して、池田首相は、あつかましくも、「所得倍増政策の中心である「高度成長政策」を、なおつづけるといいはつています。

### 二、苦しみの原因は安保条約

選挙を前にして、自民党池田内閣の大平外相は、安保条約は、外交の基本だといいました。この安保条約は、日本とアメリカの軍事同盟だけでなく、日米経済協力が、うたわれています。

池田首相は最近、日韓会談は早期に妥結したいとか、アメリカの原子力潜水艦の日本寄港は、安保条約で拒むことができないとか、恥しらずにも、いいきつています。

また日本の核武装、憲法の改悪、軍国主義の復活、新産業都市計画、産業の合理化、独占価格の引上げ、重税などの反動政策をおしすすめています。

これはすべて、安保条約をむすんだときからの約束ごとでありました。これが今日、国民を苦しめている真の原因であります。

### 三、自民党の悪政にとどめを

わが党は、自民党の反動政策に断固反対し、五大政策をかかけてたたかつてきました。

1. 物価の値下げ、固定資産の評価がえによる増税反対、低家賃住宅の大量建設、社会保障最低賃金制の確立、大牟田有明地区の新産業都市計画反対、失対打ち切り反対、保育所の増設。
2. アメリカの原子力潜水艦の日本「寄港」反対、F-105D戦闘機の板付配備反対、核実験と核兵器の全面的禁止。
3. 日韓会談、中国封じ込め政策反対、民族解放運動支持、軍国主義復活反対。
4. 憲法改悪反対、憲法の平和的、民主的案項の完全実施、民主運動の弾圧をめざす小暴力追放条令の制定反対、軍国主義教育反対。
5. 池田内閣の打倒、安保反対の民主連合政府の樹立、強大な民族民主統一戦線と共産党の建設

池田内閣に本当に対決しているのは、共産党と党のまわりに結集した民主勢力であります。

日本共産党の国会進出こそ、自民党の悪政にとどめをさし、新しい政治への第一歩となるものであります。

### 一 私の略歴

昭和二十二年 二瀬町議会議員、議長に就任  
昭和二十六年 福岡県議会議員に当選、以来三期連続当選  
昭和二十七年 紺綬褒章受賞  
昭和三十一年 飯塚地区交通安全協会々長  
昭和三十五年 福岡県議会議長に就任  
昭和三十六年 福岡県遺族連合会々長  
昭和三十六年 八木山ダム補償審議会々長  
昭和三十七年 茶道裏千家淡交会筑豊支部長

### 二 私の信条

私は真の民主主義にのつとつた議会政治の擁護を信条とし福祉国家の建設を目標とする国民党政党の真隨に生命を打ち込んで働きたいと思ひます。この基本的な理念を貫くためには、総評の支配下にあって、一部国民の利益のみに没頭し大方の国民生活の安定を忘却する社会主義政党とは徹底的に闘うものであります。

私は従来からこの信念に基づいて行動して参りましたが、今後も更に自由民主党の基本政策に参画、自由主義諸国及びアジア各国との親善友好の美を果たし、明るい日本を建設して行きたいと思ひ願ひしております。

### 三 私の政策

政治の目的は申すまでもなく国民生活の安定であります。この崇高なる理想を実現するため、私は次のような政策を推進致したいと思ひます。

#### 農業、中小企業の対策について

わが国の経済は之ら農林漁業、中小企業など所謂民族資本と云われるものから成り立っています。私はこの大切な民族資本を擁護するため、

- 1 近代化と技術並びに経営指導
- 2 低利金融の大巾拡充、諸税の軽減、政府及び関係諸機関の積極的な施策の促進

#### 国民生活の安定について

私達の課題は自由主義社会を守り、国民の一人一人が憲法に保障された幸せな生活を如何に実現させるかと云うことであります。私はこの基本的な国民生活の安定のため、最大の努力を尽します。

- 1 福祉施設の拡充、生活保護の基盤引き上げ
- 2 住宅建設、道路、河川の改修、水資源の開発

#### 等諸施策の促進

- 3 母子家庭、身体障害者、遺族、老人等に対する施策の改善強化
- 4 諸物価の値上り抑制  
文教政策の基盤強化及び婦人の地位向上について

所謂人づくり、国づくりは私達国民を繁栄に導く重要な問題であります。そこで次の様な政策実現のため総力を上げて働きます。

- 1 教育の刷新、文化の伸展、体育の振興、
- 2 婦人に休息と文化をもたらし地位向上を促進
- 3 育英制度の拡充、特殊学級の増加
- 4 国土愛、公共精神の涵養、道徳教育の実施  
産炭地振興策について

我が福岡県は石炭を基幹産業として今日まで繁栄したのでありますが、その石炭産業は今や崩壊の危機にひんし、産炭地市町村はもとより、中小商工業者、農村、その他一般住民に深刻な影響を及ぼし前途は寔に憂慮に堪えないものがあります。

私はまず之等の問題を根本的に解決するため、次のことを積極的に推進致します。

- 1 政府資金により産炭地を積極的に開発
- 2 大企業の誘致、離職者の雇傭促進
- 3 筑豊の石炭に代る産業の育成
- 4 政府関係施設の早期実現

尙百萬市民の夢と希望をもつて、力強く発足した政令都市北九州市が今後一大発展をする為には、道路、港湾、用水、住宅等産業経済の基盤となる公共事業を早急に完成しなければなりません。私は之が実現のため懸命の努力を尽します。

次に遺家族援護の問題については、幸い私が福岡県遺族連合会長をつとめて居ります関係上細目に至るまでその美態を承知致しておりますので、この方々に対する援護と保障問題に關しましては一切を私にお任せ願ひしたいと思います。同様、戦後処理の諸問題にも特に熱意をもつて処理する覚悟です。

#### 親愛なる有権者の皆様

野見山清造は決して皆様の信頼を裏切りません。過去十二年間に亘る県議生活と県会議長を務めた豊富な経験を生かし飽くまで皆様の手足となつて粉骨砕心努力することをお誓ひ致します。どうか私に限りない御支援と御同情を賜りますようお願いにおねがい申上げます。

衆議院議員候補者  
民主社会党公認

伊藤 卯四郎

(69才)

どうぞ読んでください

私の選挙演説を聞く機会のなかつた皆さん。どうかこの文章だけは、よんでください。あとは、アナタの御判定にワタクシの運命はおまかせいたします。

### 一 この選挙の意義

こんどの総選挙は、国民のくらしが安定するかどうかについて、かつて例をみないほど重大な意義をもつ選挙であります。三年前には、一皿(三匹)二十円で売っていたイワシが、いまでは一匹二十円に値上りしています。池田首相は百万べんのリクツをいうよりも実際に物価を引きさげるべきであります。

私は国会議員として十五年間、一貫して産業、経済、労働の問題にとりくみ、常に自民党の大企業本位の政治と対決してきました。いよいよ、これからが、働くもの本位の政治につみあげて行く、大切な転換期であります。民主社会党が立党以来、ねりにねつてきた働くものの福祉国家建設の政策をもつて、くらしの安定をもたらす政治を推進することをみなさまに約束いたします。

### 二 北九州開発と産炭地振興

私は特に、鉄と石炭の専門委員として、石炭産業をまもり鉄鋼業を拡充することを使命としてきました。今後の北九州筑豊の発展には

- (イ) 鉄鋼資材を活用して地元機械工業、自動車工業等、人手を多く必要とし、賃金も高く、輸出もふえる近代産業をおこし、又それに伴う中小企業の助成と格差の是正を行なうこと。
- (ロ) 産炭地の鉱害復旧を国の負担で解決し、旧農地は農民に返して、農業の近代化の助成と農産物価格の安定をはかる保障制度を確立し、又立地条件によつては工場団地としての活路をひらくこと。
- (ハ) 働く人々の安住できる楽園として、住宅の建設、環境の整備により近代勤労都市を建設すること。

この三つが、私の重要使命と信じております。私は北九州、筑豊地区の大建設は党派をのりこえた問題として取りくんできました。

どうぞ、この大事業を私につづけてやらしてく

ださい。

### 三 民族の利益をまもる国民外交

九州はアジア大陸と東南アジアに対する日本の玄関口であります。私は北九州の経済がアジア貿易とかたく結びつき、アジア諸国と共存共栄の日が一日も早く表現するよう努力します。

自民党のアメリカ追随、社会党の容共反米の、二つの外交路線からは、こうした平和と自主独立の国民外交は生まれません。

私は外交と経済とを結びつけ、北九州をアジア貿易の根拠地として確立することに挺身いたします。

### 四 民主政治のルールに従つて

みなさん、十月二十五日夜のテレビで三党首討論の司会者が、この場で国会を正常化する約束をしたらどうかと提案したのに対し、民社党西尾委員長は直ちに賛成しましたが、池田さん(自民)と河上さん(社会)は、相手の党を信用できないという理由で反対しました。私は国会の正常化は民主政治の土台であると信じます。これをやりたくないという政党が、いかに立派な公約をしても、政策審議の場としての国会を、まじめに運営する誠意がなければ、どうして国民に信頼され尊敬される政治を行うことができましょう。私は民主政治のルールに従つて国会を正常化し、みなさまの御期待にそつと努力いたすことを誓います。

### 五 わたくしの決意

私は過去四十数年、働らく正直者が馬鹿をみない政治を表現することを生涯の仕事としてきました。今日迄、みなさまの御支援により七回当選し、御期待に添うべく努力を積み重ねて参りました。今後更にも拍車をかけて以上述べました点に特に力を注ぐことを御誓ひ致します。

親愛なる福岡県第二区有権者の皆様、従来に倍して伊藤卯四郎を御支持御支援下さいますよう御願ひ申し上げます。

衆議院議員候補者  
日本共産党公認

田代文久

(62才)

## 略 歴

直方市新入小学校、折尾東筑中学校、第五高等学校、京都大学経済学部卒、昭和四年共産党に入党、一貫して節をまげず働く者の解放のため献身代議士当選一回。

### 大金持ちのもうけだけが倍増

今度の総選挙は、池田内閣と自民党の三年間の悪政に賛成するか、反対するかの選挙であります。

池田内閣の「高産経済成長政策、所得倍増政策」はどういう結果をもたらしたのでしょうか。

池田内閣の三年間に、年収一億円以上の者が八人から二十六人 三・六倍に、資本金五十億円以上の大会社は六十九社から百二十三社 一・八倍に、その利益金は公表されたもので千二百八十二億円から四千三十五億円にふえています。池田首相は自分の「給料」を十五万円から四十万円にふやしました。ナショナルの松下幸之助の年収は四億四千万円、不二家のミルキーの藤井家の年収は八億四千万円にふえました。

### 筑豊には荒廃だけが残った

他方国民の過半数は、松下幸之助の三千六百分の一藤井家の七千八百分の一にしか当たらない月給一万円かそれ以下のひどい生活をしいられています。こうした矛盾が一番ひどく現われているのが第二区です。昭和三十五年筑豊には二百五十の炭鉱と十万人の労働者がいましたが、今年の八月には九十二炭鉱約三万人に減つてしまいました。残った炭鉱でも一人当たり生産は倍以上に上がっているのに賃金は六割以下に切り下げられているばかりか、今では働いても賃金を払わず、やめても退職金を払わず天引きした組合費まで会社が横領するという無茶苦茶が平気でやられ、筑豊地帯はさんたんたるさびれ方をしてしています。こうしたことは筑豊だけではなく。八幡製鉄では仕事で重傷を負つても松葉杖をついて出勤させられており、下請業者は下請代金をたたかれ、支払いは延期され、青息吐息の状態の労働者は二万人も首を切られました。

物価と税金だけが倍増、  
こんな政治はもうごめん。

池田首相は「所得倍増計画は国民に力強い希望

と目標を与えた」といつています。皆さん。筑豊と北九州の労働者と市民にどんな「希望と目標」を与えたのでしょうか。アメリカと日本の大独占資本に「希望と目標」を与えただけではありませんか。

大独占資本をもうけさせるために、政府が独占物価や公共料金を値上げするから物価は上がるのです。大独占資本により多く金を回すために固定資産税や消費税など税金を年々上げているのです。

こんな政治をして「よい子」が育つはずもありません。現在不良少年は百万人もおり、美に十四人に一人の子供は警察の厄介になつて居るのです。

こんな自民党の悪政を断じて許すことはできません。しかも自民党は高まりつつある国民の不満を押さえつけ、悪政を強行するために、自民党独裁の反動と暗黒の体制をつくりあげ、日本の核武装、軍国主義復活、憲法改悪の道をまっしぐらに進む決意を固めています。

### 悪政と真にたたかうのは共産党だけ

有権者の皆さん。自民党の前に断固立ちはたかり、徹底してたたかう党は日本共産党をおいてありません。以上のべたように、国民を不幸につきおとしているものは、安保条約に基づく「所得倍増政策」です。

三年前池田首相が「十年間で所得倍増する」といつたとき、民社党は「九年で倍増する」、社会党は「八年で倍増する」といいました。民社党は完全に自民党の別動隊になり下がつて居ます。社会党も根本的に反対する立場をとり得ませんでした。それは「所得倍増計画」の具体化である「産炭地振興計画」や「新産業都市建設促進法」「農業構造改善事業」「中小企業基本法」に賛成していることを見れば明らかです。

まさしく自民党と真向から対決し、労働者の先頭に立つて断固たたかい抜いている党は日本共産党だけあります。

物価値上げと重税に反対する一票を、  
原子力潜水艦「寄港」と  
日韓会談、核武装に反対する一票を  
憲法改悪反対、民主主義を守る一票を、  
愛国民主勢力の団結で

民主連合政府樹立への一票を、  
田代文久に御投票下さるよう心からお願いたします。皆さんの要望にこたえたたたかい抜くことをお誓いいたします。

衆議院議員候補者  
自由民主党公認

三

原

朝

雄

(54才)

- 約 一、現憲法の根本精神を活かし、民主主義と自由を保障する福祉国家の建設に力をつくす。
- 二 国の最小の自衛力は認める。
- 三 世界平和に役立つ外交を推進する。
- 公 四、良識と協力による労使の安定と、平和を基礎にする経済成長を推進し、それに照応する  
党の近代化と、党の団結、統一のため努力する。
- の 五、党の経済成長政策「ひずみ」に対する国民の声を卒直に聴き、完全雇用、国民各層間の  
所得格差の是正、農林漁業、中小企業の振興のため全力をつくす。
- 私 六、北九州市の開発と、産炭地振興対策は、自己の政治的使命として推進する。
- 七、政府、与党の政策を地方自治体住民全体の利益のため、私心なく強力に適用する一方、  
あらゆる国民の「声なき声」をひき出し政治に強く反映させる。

### 二、私の生い立ち

#### 一、私の考え方

今回の選挙に当つて私に課せられた第一の課題は、いかに急速に党を近代化してゆくかと言うこととあります。このために、党が党議の決定として、私に立候補を命じたのだと考えます。

#### 1. 「保守党ぎらい」をやめましょう

日本では保守政党ぎらいという傾向があります。これは簡単に保守と進歩というように考えたからだと思いますが、歴史の進歩の皮肉は現在革新政党すら保守派たらしめているではありませんか。殊に最近のように国全体の生産性が向上して中産階級層の生活水準が画期的にかわつてきますと、従来のように一面的な（これこそ保守的な）考え方で時代は進展からとりのこされてしまいます。世界中の人が驚異の眼で見ている日本経済の上昇は、日本人の大多数が昔のような巾のせまい二者的な考えを捨てて、大局からみて誤らない流動的な、生活本位の賢明な考え方で「保守党」を中心に努力してきた成果であることを思いますと、この考え方の正しさは一層はつきりとなります。政権を担当する政党が軽卒なことを言つたり、したり出来ぬことは自明のこととあります。

#### 2. 党の公約を実行するために

私は、政府及び与党の政策を、現地に如何に適用していくかということと、あらゆる国民の声をひき出しくみあげて国政に強く反映させてゆくことに、自己の政治使命をおいています。又往々として、政党や政治家が、一部少数の特権者の利益のみに奉仕したり、誘惑により節をまげることがあつたため、地域開発が住民の利益を犠牲にして行われる結果に終つたことを、私は心から残念に思い、且つ心から義憤を感じるものであります。特に住民の大部分をしめる労働者、中小企業者、農漁民の生活の安定と向上のため、その自由な創意と努力を発揮できる機会を保障し、これによつて人間として充実した生活ができるようにすることとを、私の政治的任務と致します。

私は貧乏百姓の次男として、芦屋町に生れ、父はすでに去り、母は昨年長い労苦の一生を終えましたが、両親は、私に頑健な身体と、頑張りやを、与えてくれた事を常々感謝し続けてきました。

東筑中学校は五カ年間殆んど無欠席で、朝六時から毎日往復一六軒の道を徒歩で通学し、明治大学に入学してからは郷党の諸先輩の庇護で苦学力行のすえ学業を全うすることができました。これは偏に両親や皆様の恵愛のためのものであります。私が明治大学を卒業した時は、ちよつと世界経済恐慌の時で、日本はこの先どうなるのだ、どうすればよいのぞと私達は夜も眠られぬほど考えあかしました。結局私は、満洲国の「王道楽土」の国づくりに参加することになり、有為転変九死に一生を得て、今日至つています。

人間を確立し尊重する、真の民主政治の究明のため私は三十年以前にも劣らない若々しい情熱を全身に湧きたぎらしているのであります。

### 経 歴

昭和二年県立東筑中学校卒業

昭和七年明治大学法科卒昭和八年満州国大同学院卒業

自昭和八年 至終戦時 満州国政府並同協和会勤務副部長、省事務長等歴任

自昭和二十五年 至現在 福岡県議会議員(五期)副議長、五市合併特別委員長、議会運営理事長

敏害対策委員、北九州総合開発委員等歴任

其他県商工会連合会顧問、郡商工会連合会長、県農業共済連合会長、県引揚団体会長、県木村業顧問、県庭球、射撃、アマボクシング連盟会長、東筑父母教師会長、県高校父母教師会会長、九州歯大各後援会副会長、県交通安全協会副会長等歴任

家業 木材生産販売、青果市場、運輸等経営

党歴 自由民主党、県連組織委員、同総務

衆議院議員候補者  
日本社会党公認

まつもと しちろう  
松本七郎

(52才)

## 略 歴

明治四十四年生れ北九州市戸畑区出身、明治小学校（現明治学園）卒業。小倉中学（現小倉高校）に入学。筑紫中学（現筑紫丘高校）に転じ四年修了。慶応義塾大学政治学科卒業。

慶大講師、日本炉材、鶴見窯業、黒崎窯業、西戸崎炭敏を経て、現在は日ソ協会理事長、社会主義政治経済研究所理事長

## 政 治 歴

昭和二十一年以来衆議院議員当選七回。社会党戸畑支部長、中央執行委員、文化部長、青年部長、外交防衛委員長、外交部長、安保特別委員会事務局長、日中国交回復特別委員会事務局長、日韓会談反対特別委員会事務局長を歴任。衆議院鉱工委員会理事、文部委員会理事、安保特別委員会理事を歴任。現在外務委員会理事。欧州諸国訪問三回。ソ連を三回、朝鮮民主主義人民共和国を二回、中国を四回訪問

## 政 見

池田内閣の経済政策は今や完全に破綻した。有沢広巳教授は物価の値上りが池田の高度成長政策に原因している事を明らかにし、まだまだ物価騰きが続くと警告している。

われわれはこの事を既に前の総選挙の時から警告して来た。

ひとたび拡張され高度成長を遂げた経済が縮小されれば当然、労働者や農民は勿論のこと、零細業者や中小企業にシワ寄せがきて犠牲にされるであろう。その上米国のドル防衛策の強化が来年は愈々深刻な影響を及ぼすであろう。よつて日本の企業家も労働者と一掃になつて、政府の責任を迫及すべきであるのに、彼等は逆に政府を擁護し、このような情勢を口実にして賃下げや企業合理化の強化と労働強化を要求してくるであろう。

これに対決するために次の諸点を当面の斗争目標とする。

### 一、大衆減税の表現

基礎控除額を引き上げ、住民税を廃し、地方税や間接税を大幅に減じて大衆減税を計るべきである。

### 一、石炭対策は国の力で

石炭産業は何れは社会化されて始めて安定すると思うが、その第一歩として差し当りビルド敏を中心に公団化を計り、同時に産炭地振興についても

国がもつと積極的に取りくむべきである。

### 一、中小企業も組織化する。

零細企業、中小企業を早急に組織化し、その助成については国の責任で強力になされねばならない。即ち協同組合に対する国の助成を増し、金融対策を強化する。特に財政投融資のうち八〇パーセントも大資本にむけられている現状を改めるために中小企業金融に大企業が侵出する事を防ぐ方法を講ずる。又勤労控除を認める。零細企業は協同組合化すると共に近代化資金をつぎこむが、その際、五年とか三年の中途半端でなく十年位の長期且年四分位の低利として景気の波に耐えられるようにすべきである。

### 一、実のある農村対策を

私達は農業構造改善事業そのものを否定するものではない。併し、これに要する費用の半分以上も自己負担であり、金利年五分の借金を負わねばならないようでは農民が拒否するのが当然である。これらの負担軽減を計ると共に先づ農産物の価格保障を確立する事が前提である。これが表現されてのち、農業の協同化をやり、農業センターの設置に進むべきである。

### 一、民主教育と憲法を守る

日教組との話し合いを拒否し、行政命令的な法律的で形式的道徳教育をめざす政府の態度は明らかに憲法改悪につながるものである。日教組弾圧に狂奔する政府自民党に抗し、平和、民主教育の推進に努め憲法を守り抜く。

### 一、郷土の発展

国際的視野に立ち、将来の展望をもつて郷土の発展につくし、住民福祉を中心にした地方自治の確立に努める。

### 一、核兵器に反対する

日本の核武装は言うに及ばず一切の核兵器持ち込み反対し、中立政策の表現を計る。米英ソの三国による部分的核実験停止条約は、決して直ちに全面禁止に通ずるものではないから過大な評価は危険である。併し、実験の全面禁止や核兵器の製造、貯蔵、使用など一切の禁止を勝ち取るための斗争手段として正しく評価すべきである。これを米国に対するソ連の降伏だとして過少評価する事は明らかに誤りである。核実験の全面的禁止と軍縮のため積極的に闘う。

### 一、外交の刷新

中国、朝鮮、ソ連との友好を深め、貿易の拡大に努める。

衆議院議員候補者  
無 所 属

松 岡 林 造  
ま ち ぶ ね りん ぞう

( 62 )

### 平和日本の自主的政策の表現

終戦から十八年、あの物心両面の苦難の生活を  
 思い起せば今日の日本は平和であり生活も豊かに  
 なりました。然しこれは政治家だけの功績ではあ  
 りません。日本民族が生きる道を平和に求め血の  
 出るような苦難の十年を闘い抜いて来たからに外  
 なりません。かくして今日の平和日本の基礎は漸  
 く確立されようとしております。まだまだ米国追  
 随の考え方があり過度の遠慮と異常な卑屈とが政  
 治の上にも外交の上にも現われているのが今の日  
 本の実情であります。日本とその運命を共にする  
 ものは政府と一部の政治家の人々だけではなく有  
 権者の皆さんとその父母兄弟姉妹であります。  
 いわんや米国でもなければその他の自由主義国家  
 群でもありません。だからと言つて私は日本を国  
 際社会の孤児などにしようとは思いません。私は  
 あくまでも日本は日本人独自の立場に立つて堂々  
 主張すべきは主張し為すべきことは断固として行  
 うべきだと主張いたします。かくあつてこそ日本  
 の日本たる眞の姿を国際社会に認めさせることが  
 出来、日本民族の発展と興隆の端緒を容易に見出  
 すことが出来ると確信いたします。

### 荒廃たる産炭地振興政策の表現

文字通り筑豊地方の産炭地は荒涼そのものの姿  
 を露呈しています。政府はこの度の総選挙に当つ  
 てにわか造りの産炭地振興対策審議会を議会解散  
 一三日前に池田首相を議長として開き審議したよ  
 うですが、産炭地の荒廃は日を追うてその様相を  
 変えつつあります。すでに軒に火がつき床上に水  
 があふれた家の中で一人腕を組んで身の安全を思  
 案しているようなことでは問題にならないではあ  
 りませんか。閣僚たるもの政治家たるもの与党も  
 野党も挙げて自らが閉山炭鉱の失業者の気持ちに  
 なり、産炭地を去つた多くの転職者や配置転換の  
 跡に残された地元の人々、殊に父祖墳墓の地を永  
 住の地と運命づけられた人々への思いやりある行  
 政上の有効適切な政策を打ち出すべきであります。  
 市を町を村を出て行く人は気の毒ですが唯だ気の  
 毒だけでは濟されない人道上の問題でもあります。  
 それにも増して政府施策のない政治の裏街道で、  
 淡い灯の下で生きて行く道標だに見出せない地元  
 住民の血を吐くような嘆きの声を卒直に聞くべき

だと思ひます。工場誘致にしても金融政策にして  
 も営利を絶対目的とする企業家を納得させるだけ  
 の具体的政策の持ち合せのないのが実情でありま  
 す。私は郷土振興のため私の為し得る全エネルギー  
 を傾倒することを誓ひます。

### 衰退しつつある自治体の改革

炭鉱閉山地帯の自治体は異常の財政窮乏で困り抜  
 いています。然もこの財政難を住民の負担加重に  
 よつて漸く辻妻を合せている現状であります。  
 すでに今日あることを知るや知らずや、徒らに役  
 職員を殖し設備を増設拡張しそのことを文化的、  
 近代都市と錯覚してか、その積年の不手際が今日  
 の苦窮に追い込んだ一大要因であります。為すべ  
 きときに改革を怠り、己れ一人が安易な公職の座  
 にいた人々の責任は決して容さるべきではありま  
 せん。現に将来への希望を失い生活にあえぐ人々、  
 少しでも其の負担を軽からしめ、よりよき職を与  
 えて共に手を執つて生を楽しむ自治体を創くろう  
 とするならば、先ず以て住民負担の軽減を断行す  
 るあらゆる施策を断行する決意と熱情なくして今  
 日の産炭地並びに休閉山地帯の振興など到底出来  
 得るものではありません。断固として自治体の一  
 大革新が必要であります。然してその施策を識者  
 と地域住民の前に提示する義務があります。

### 邪宗教の徹底的排撃

宗教は国家社会の存立に寄与するものであり、国  
 家社会構成の個々が安心立命する所に価値を見出  
 すものであります。信教は自由ではありますが本  
 来の使命を逸脱しては最早宗教ではありません。  
 経典を故意に曲げて邪説を大真理の如く称え己  
 独り功利をむさぶる宗教団のあることは、平和日  
 本建設途上の一大障害になる許りか民心惑乱の犯  
 罪行為と云うべく、信教の自由は国家存立の典範  
 である憲法の意義の中にのみ許さるゝことを銘感  
 すべきであります。

以上要約して私の政見の一部を申し上げました  
 が私は心血を傾倒して、この難問に当面する決意  
 であります。

衆議院議員候補者  
無所属

西に 山 ぎま 権 太 郎  
63才

### 立候補の理由

真の日本人の為めの日本的民主政治をするには国民と苦楽を共にするの心構へを持たなければならぬのであるそれを基調として国情を洞察し把握するのである。即ち日本は大東亜戦争の敗北から来る賠償という実に膨大な借金と年々に襲い来る天災、それに天然資源に乏しく且つ狭隘なる島国に一億からの人間が舞めくと云うことは世界中で一番惨めな貧しい国柄であるのである。而も極度の人心不安と社会不安は増大するのにも首相を初め指導層は所得の倍増、日本大国論、さては人づくり国づくり等空念仏を唱えて深刻なる国民生活の苦悶等には耳を簪そうともしないのである。

私はこの現状を黙視するに忍びず、敢て立候補を決意するに至つたのであります。

### 私の公約及実行

私は当選すれば月給の半額を選挙区の皆さんに返上致します。それは当選の翌月から毎月市長、町長、村長各位を通じて手渡します。

以上が公約でありましてよろしく政治家たるものは飛行機に乗る事も、洋行する事も中止して眼を国内問題に集中すべし、ゴム靴履いて己れの選挙区を駆け廻り只管民衆の幸せの為に民生の暢達に全力を傾むくべきである。

こうした政治家の真剣な奉仕精神こそは、やがて国家予算の二分の一又は三分の一に削減することも可能であらうし税金も安くなり、ストライキも下火となり諸物価の下落など実に易々たる問題となるのであります。

### 現代政治への不信

まさに現代政治は国民生活等放棄して政党と政治家の繁栄を主目的としている、この思想と行動こそ

- 一、たとえ国が亡びようとも
- 一、たとえ国が売られようとも
- 一、たとえ国民がどんなに苦しもうと

構はない政治家達さえ贅沢に我が世の春を喰いさすればよいと云う訳であります。

こういつた政治家の考え方は政党始まつて七十

五年の今日まで買収と迎合と汚職の歴史を造り自然に国民を訓練して道づれにさせたのである。そこでこの汚職に怒つた軍人は政党を懐滅したが不幸大東亜戦争は敗北に終つた、こうした民族的大悲劇もその原因は政治の指導理念が根本的に誤つていたからである。

さて今度の解散の理由ぐらい奇怪千万なことは又とあるまい。あのまま臨時議会を続開すれば乱闘は到底避けられなかつた。もしも乱闘ともなれば今度こそ議会政治の権威も地に落ちて二大政党は共に崩壊して共産革命近しと考へた議員達は以心伝心解散ブームをつくり出して一つの活路を求めて大義名分も養もない理由なき解散となつたのである。而して之等の議員全部が選挙に出馬し殆んどが当選したと仮定せんか一体何が目的なのだろうか。乱闘又乱闘前途は全く暗胆として政局收拾の出来ないことは判り切つている。

彼等の目的は只々政党及政治家の地位を保たんが為のみであつて鉄面皮と云はうか厚顔無恥と云はうか国民を愚弄するも又甚しいと云はなければならぬ。

### 結 論

二大政党はかくして国家国民を喰物にするのである。

たとえそれが政党であつて何百人居ようとも之れ皆烏合の集に等しいのである。

西山権太郎 微力

なりと雖も烏合の衆を粉砕するに何の手間と間がかりませうか

日本の浮沈と興亡を培けたこの度の選挙戦に臨んで国民各位が重大なる御決意の下に善処されんことを切望致すと共に西山権太郎が燃ゆるが如き忠誠心をお汲取り下さいまして与うる限りの御支援御鞭撻を懇願申し上げます。

衆議院議員候補者  
日本社会党公認

多賀谷

真ん

ねん 秋ん

(43才)

### 荒廃した郷土に明るい灯を

筑豊炭田は、明治二十年、開発されて以来の最大の危機に直面しています。

わたくしは、この地域から選出された政治家として、この郷土を荒廃から救うため、政治生命をとして、懸命の努力をいたします。

まず石炭政策の再転換のため、エネルギー基本法を制定し、労働条件の向上する炭鉱にいたします。

産炭地振興法、同事業団法を改正し、抜本的な再開発を行い、特に雇用吸収度の高い、機械工業を中心とした産業基盤をつくります。

また数億にのぼる鉱害の復旧は、国の責任で復旧します。

さらに農業も、産炭地振興の一環として、とりあげます。

北九州も四大工業地帯であつたが、戦後は他の地域の上伸に比べて停滞しています。その北九州経済の停滞の原因は、第二次加工工場がなく、大陸貿易がとだえたからです。

これらの問題を解決し、北九州の経済繁栄をはかります。

### 平和憲法による

#### 中立外交推進のために

池田総理は、わが党の中立外交政策を幻想であるといつたが、モスコイにおける部分的核禁止条約にみられるごとく、現実、理想の方向に近づきつつあります。積極中立こそは、日本をまもる唯一の道であります。安保条約等を廃棄し、核兵器の持込みをゆるさず、隣国の民族の分裂を決定的にする、日韓会談に、断乎反対します。

憲法調査会は近く結論をだします。憲法改悪が、いよいよ政治の路線にのつてきます。

ワイマール憲法の悲劇を、くりかえすことのないよう、国民の皆さんとともに絶対に阻止しましょう。

### みなさんに希望ある生活を

高度経済成長は池田内閣の専売特許ではありません。敗戦により、経済の復興のおくれた国、ドイツ、イタリアも経済の奇跡といわれる成長をな

しとげました。

しかし、わが国と異なる点は、高度成長と国民生活の向上が、必ず併行しています。

わが国経済は成長しても、物価は高騰し、農民、中小企業と独占資本との格差が、ますます拡大し、青少年の犯罪は増加し、経済の繁栄は逆に貧しい社会をつくつています。

わたくしは次の政策を約束します。

- 一、独占物価を引下げて、くらしをらくに
- インフレ独占成長政策の転換
- 一、明日に希望のもてる農家経営に
- 農民憲章を定め、国の援助による、協同化の推進と農畜産物の価格支持制度の設定
- 一、不幸と不安の解消は、社会保障の充実で
- 厚生年金、国民年金の大巾増額、医療の全額負担
- 一、離職者に生活のできる安定職場を
- 雇用基本法の制定
- 一、義務教育は、完全無償で
- 高校全入と育英資金の増額
- 一、どの世帯にも住宅を
- 宅地政策の推進と国の資金による住宅建設
- わたくしの国会活動

早大法学部卒。日鉄二瀬鉱業所勤務。炭労福岡地方本部法対部長。県職業安定委員。県労働基準審議委員。県会議員一選。衆議院議員五選。炭労政治局員。社会党基幹産業政策委員長。社会保障労働政策委員長。国会対策副委員長を経て、現任政審副会長。ILO条約批准促進副委員長。失対特別副委員長となる。

その間最低賃金法、国民年金法、石炭鉱業安定法、中小企業基本法、産炭地振興法等の党案を立案提出した。

安保、政暴法、石炭等の画期的院内斗争においては、国会対策副委員長として指導の任にあつた。

ユーゴの列国議会同盟会議日本代表团として出席した。

### 所得倍増の三悪

三年前の総選挙で池田総理は国民にむかい「所得の倍増を致します。皆さんの収入をふやします。」と声をからして叫びつづけてきましたが果して国民大衆の所得が増加し多少なりとも皆さんの生活が楽になつたのでしょうか。

この福岡県に限りあの無謀な石炭合理化政策によつて筑豊一帯の全炭坑は壊滅し街頭に放り出された失業者は六万、関連産業や家族を含めて三十万の人達の生活権を奪い取りました。これが果して所得の倍増でしょうか。又無責任な金融引締政策を強行し鉄鋼産業の不況を招き、北九州一帯の工場には戦後まれにみる操業短縮や、工場閉鎖が続出し、ここにも職を失つた人達がはらん致しました。而も公共料金の値上をしては、諸物価の値上りに拍車をかけ、国民大衆の実質所得は急激に減少してきたのであります。

### 物価倍増悪について

自民党内閣の第一の悪は物価の倍増であります。独占物価と公共料金の相次ぐ値上げは、たゞちに他の諸物価にはね返り、この三年間に物価は三〇パーセントも上昇し、物価に追いつかない収入のもとで生活苦は激しくなるばかりです。

### 格差の倍増は希望を奪いとる

第二の悪は格差の倍増です。池田内閣の所得倍増政策は金持ちと貧乏人の格差、大企業と中小企業の格差工業と農業の格差、都市と農村の格差をひろげ、とりわけ一部の独占資本には巨額の富が集中し、驚異的な生産への発展にもかかわらず、国民の生活は楽にならず、所得の少いものには、何の希望も与えられていません。

### 第三の悪は不安の倍増です

池田内閣の政策は金銭万能のゆがんだ風潮を助

長し人間よりも金が尊重される世の中は刹那主義や、享楽主義を生み、さらに犯罪を激増させる原因をつくつています。

とくに自民党の悪質な選挙違反の横行は、社会道徳をタイハイさせ、青少年に希望をもたせない政治は大量の青少年を非行のみちに追いやつています。

このように池田内閣は、自らの手で国民から夢と希望をうばい、人間性を破壊する政治を強行しながら、一方では「人づくり」「家づくり」をとるなえ、青少年非行の増加の原因は家庭にあると主張しています。

これ程国民を馬鹿にした無責任な話はありません。自民党の池田内閣は国民の血と汗で世界の一流に達した生産力を利用して「大国ムード」をおりたて、憲法改悪を目標に日本の核武装化、徴兵制、海外派兵のみちを進もうとしています。

日韓会談、F-105機の配置、原子力潜水艦の寄港などの一連の動きは、これをはつきりと証明するものです。

こんどの総選挙はこの自民党の池田内閣のみちを認め、アメリカのいいなりのまま隣の中国やソ連と敵対し、国民の血税で軍備を増大し、いつまでも国内にアメリカの軍事基地の存在を許すのか。

あるいはすべての不平等条約、軍事同盟を解消していつれの陣営とも主権尊重、平和共存の立場にたつて世界平和の確立に貢献する役割りを果たすのか。

大多数の国民の負担のうえに、一部の大金持ちに奉仕する池田内閣の経済政策を選ぶか。

あるいは働く者が国の主人公となり、すべての国民が生活不安のない明るい豊かな社会を建設する道を進むかを選ぶ絶好の機会であると思います。